

令和7年度議会報告会

日時：令和8年2月7日（土）

午前10時30分から

場所：相生市文化会館

扶桑電通なぎさホール

中ホール

次 第

1 開 会

2 議長あいさつ

3 出席議員自己紹介

4 議会報告会

第1部 議会報告

（1）決算審査特別委員会報告

（2）総務文教常任委員会報告

（3）民生建設常任委員会報告

第2部 意見交換

5 副議長あいさつ

6 閉 会

議会報告会に参加していただいた皆様へ

1 本日の議会報告会は、相生市議会が主催で実施するものです。

市民の皆様から、様々なご意見をいただき、意見交換を行う場として位置付けておりますので、議員個人の見解を求めるようなご発言はご遠慮願います。

また、市政に関するご要望がある場合は、コスモストークなどにご参加いただき、ご発言していただきますよう併せてお願いいたします。

2 多くの皆様からのご意見をお伺いしたいと考えておりますので、1回の発言は「3分以内」にさせていただきますようご協力をお願いいたします。

3 本日の結果につきましては、後日、相生市議会だより又は、相生市議会ホームページで概要の報告をする予定です。

4 報告会の報告書作成のため、写真撮影及び録画を行わせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

目 次

令和7年度 相生市議会名簿	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
決算審査特別委員会報告	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
総務文教常任委員会報告	・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
民生建設常任委員会報告	・・・・・・・・・・・・・・・・	4 5
主な議会用語の解説	・・・・・・・・・・・・・・・・	7 4

相生市議会

議 長	中野有彦	副議長	角石茂美
監査委員	今井大		

委員会委員一覧

(◎ 委員長、○ 副委員長)

【議会運営委員会】

委員	◎森下高明 ○後田正信 池田勲 中山英治 宮艸真木 三浦隆利
所管	議会運営や会議規則などに関すること

【常任委員会】

・総務文教常任委員会

委員	◎池田勲 ○中山英治 森下高明 田中政幸 宮城邦子 土井本子 角石茂美
所管	企画総務部、財務部、出納室、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、教育委員会、固定資産評価審査委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項

・民生建設常任委員会

委員	◎宮艸真木 ○岩崎修 今井大 中野有彦 後田正信 田中秀樹 三浦隆利
所管	市民生活部、健康福祉部、建設農林部、市民病院、農業委員会の所管に属する事項

【特別委員会】

・決算審査特別委員会

委員	◎三浦隆利 ○宮城邦子 池田勲 田中政幸 中山英治 宮艸真木
所管	令和6年度各会計決算に関すること

・議会改革特別委員会

委員	◎土井本子　○後田正信 今井大　池田勲　中山英治　岩崎修
所管	議会運営運営に関する事、その他議会改革に関する事

・総合計画特別委員会

委員	◎後田正信　○森下高明 今井大　田中秀樹　岩崎修　土井本子
所管	第6次相生市総合計画に関する基本構想の変更に関する事

決算審査特別委員会

【決算審査特別委員会】

市当局から提出された「事務事業報告書」、「各会計決算書」、「委員会資料」及び監査委員から提出された「各会計決算審査意見書」により、事業の成果や予算執行状況を審査し、翌々年度の予算編成時に事業の拡大・縮小や追加・廃止などを示唆できるよう議論する機関

【令和6年度会計別決算額】

会計名	歳入	歳出	形式収支
一般会計	144億967万円	138億8,133万円	5億2,834万円

・特別会計

会計名	歳入	歳出	形式収支
国民健康保険	29億8,997万円	29億6,984万円	2,013万円
看護専門学校	7億4,475万円	6億5,638万円	8,837万円
介護保険	30億1,829万円	29億6,719万円	5,110万円
後期高齢者 医療保険	6億2,801万円	6億2,796万円	5万円
合計	73億8,102万円	72億2,137万円	1億5,965万円

・公営企業会計

会計名	収益	費用	純利益
病院事業	6億3,864万円	6億6,710万円	△2,846万円
下水道事業	17億514万円	21億1,849万円	△4億1,335万円

令和7年度決算審査特別委員会に係る質疑応答

(令和6年度一般会計ほか4特別会計及び2企業会計に係る決算認定)

《一般会計》

監査委員への質疑

Q1 決算審査意見書の中で、「民間活力の導入や自治体DXの効果的な活用を図りながら、最も効率が良く質の高いサービスが提供できる公的サービスのあり方の検討に努められたい。」と述べているが、具体的な先進地事例等があればお示し願いたい。

A1 具体的な事例があつて述べているわけではない。民間活力の導入に関しては、指定管理者制度等の外部の知見を使って行政の効率化を行うため、他の事業に適用できる場所があれば導入を検討してはどうかという意味を含んでいる。また、自治体DXに関しては昨今のIT化が進行している中で業務の効率化の助けとなる部分があり進めていただきたいという意味で意見を述べている。

歳 出

1 企画総務部

(1) まちの認知度の向上を図る

Q2 シティプロモーション事業の効果測定の結果及び情報公開の状況はどうなっているか。

A2 シティプロモーションの中心となるWEB広告のクリック率については、住宅情報サイトで0.10%、結婚情報及び子育て情報サイトで0.37%となっている。この数値だけで効果測定することは非常に難しいが、ここ数年の定住促進のポータルサイトのアクセス数は大きく増加してきており、WEB広告の効果の現れであると考へている。

また、市民への情報公開については、数値的な効果を表すことが難しいため行っていない。

(3) 住みやすいまちづくりを推進する

Q3 あいおい暮らしお試し移住事業の利用状況と実際に定住につながったケースの有無、また、利用者の反応はどうであったか。

A3 令和6年度では、一戸建てタイプで7組11人、アパートタイプで5組9人の利用があり、このうち1組3人が実際に移住されている。利用者からは、交通の利便性が高く住みやすそうであるといった感想を聞いている。

Q4 ふるさと納税について、令和6年度における新規返礼品の設定状況と人気のある品目についてはどのような状況か。

A4 12種類、28品目の返礼品を追加した。新たに4事業者に参加いただいている。返礼品の上位は生牡蠣が非常に多い状況であるが、シーズンオフにおいては、冷凍の牡蠣の人気が高くなっている。

(4) 電子自治体の推進

Q5 ペーパーレスをはじめとするDXについて、現在の取組み状況はどうか。

A5 DXの必要性が指摘され始めてかなり時間が経っているが、本市のペーパーレス化や窓口のワンストップ化はあまり進んでいないことは認識している。導入にあたっては、最適な業務プロセスの洗い出しを行い、それに適したシステムを見極めることが必要であると考えている。

(6) 職員の資質向上を図る

Q6 職員の資質向上を図るについて、この報告のあった研修は正職員が対象であると思うが、会計年度任用職員の教育はどうなっているのか。

A6 会計年度任用職員への研修も毎年実施している。職種により受講メニューは異なるが、接遇研修、地方公務員法、文書法制事務、財務会計事務、情報セキュリティの研修内容で行っている。

(8) 防犯対策の充実を図る

Q7 今後、防犯カメラの設置について積極的に取り組んでいく考えはあるのか。

A7 プライバシー、ランニングコスト、運用方法等の課題があることから、関係部署とも協議してどのように取り組むべきか総合的に検討したい。

(10) 非常備消防体制の強化を図る

Q8 消防団員の資質の向上についてどのように考えているのか。

A8 消防団員については、基本的には分団長に訓練の指導等をお願いしており、入団当初に訓練を行うほか、団署合同訓練や各種警備の際にも指導をお願いしている。

2 財務部

(1) 健全な財政運営を行う

Q9 令和6年度決算において、経常収支比率が改善しているが、今後の動向をどのように考えているのか。

A9 令和6年度決算において、経常収支比率は、公債費の減少、市税増などにより、前年度比で5.0ポイント改善しているが、今後、物価高騰等による経常経費の増加が見込まれることから、同水準で推移するものと見込んでいる。

(2) 公有財産の活用と管理を推進する

Q10 市有地の貸付等を行っているが、今後利活用が可能な市有地の検討を行っているのか。また、雑草、雑木等へのクレーム等が増えてきている状況であると思うが、防草シートの設置などの対応を考えているのか。

A10 売却予定地、貸付地以外の市有地についても利活用の検討はしているが、適した土地を見つけるのが難しい状況である。近年、市有地の雑草、雑木等に対し、要望が多くなってきている状況があり、草刈り委託や職員での対応も含めて、順次、優先順位をつけながら市有地管理を行っている状況である。市有地すべてに防草シートを設置するというのは難しいが、特に必要性が高いところから順次、防草シートを設置するなどの対応を行っている。

(3) 公平な課税と納税意識の高揚を図る

Q11 県内では徴収率が99%台の自治体もあるなか、今後どのような方針で滞納整理を進めていくのか。

A11 県下29市における市税全体徴収率の平均値はここ10年間で92%から97%へと5%上昇しており、滞納整理の取組みが急速に進んだ自治体が増えている状況であるが、今後98%台を目指し滞納整理に取り組んでいきたい。

3 市民生活部

(3) 空家等対策を推進する

Q12 空家が増えてきていると言われているが、空家バンクの登録数は増えているのか。

A12 空家バンクの登録数は、微増しているが、25件程度である。毎年6件程度の登録がある一方で、同数程度の契約がある。

Q13 空家の利活用について、何か活動をしているのか。

A13 利活用の活動はしていないが、令和6年に自治会で調査を行った空家のうち、優良な空き住宅には空家バンクの登録をお願いするなどして、今後利活用されるようにしていきたいと考えている。

(4) 公共交通の利便性向上を図る

Q14 免許返納者に対してタクシー利用助成を行っているが、事業を行うに当たって、免許返納者の実態を把握した上で事業を行っているのか。

A14 タクシー利用助成については、免許返納者が年間140人ほどいるため、公共交通の利便向上を図るため、利用助成を行っている。地域分析や返納理由等の分析は行っていない。免許返納のメリットをしっかりとPRして、公共交通の利用を進めていきたい。

Q15 地域乗合タクシーを実施していて、良かった点や課題、問題点はどのようなのか。

A15 地域乗合タクシーは、地域住民が地域住民を送迎していることで、地域コミュニティ、地域のつながり、見守りができることがとても良いと感じている。課題としては、今のところ大きな事故はないが、事業を進めている中で安全面を懸念している。そのため運転の安全講習を受講していただくなど検討したい。

Q16 交通弱者対策として、デマンドタクシーがあり、地域乗合タクシーをしている。神姫バスへの補助金もあり、乗合タクシーを市内に増やすことは、交通施策全体の補助金の総額の問題もある。今後はどうしていくのか。

A16 地域乗合タクシーの拡充について国土交通省と協議を行った。その中で、タクシーやバス事業者の撤退も懸念されるため、市の施策拡充については事業者の理解が大切であると言われている。交通弱者対策のあり方については、今後関係者ともよく協議を行っていきたい。

(8) 商工業の活性化を図る

Q17 プレミアム商品券を2万冊販売されたが、相生市内の商業に経済効果があったのか。

A17 2万冊の販売で1冊6,500円分なので、1億3千万円の消費につながり、経済循環につながったと認識している。

(12) 墓地などの適正管理に努める

Q18 合葬式墓地における貸付の推移はどのようになっているのか。

A18 個別安置施設の貸付件数は、令和4年度が46件、令和5年度が11件、令和6年度が15件で、合葬施設の貸付件数は、令和4年度が225件、令和5年度が64件、令和6年度が60件、また、記名板の貸付件数は、令和4年度が118件、令和5年度が41件、令和6年度が42件となっている。

Q19 合葬式墓地についての反響はどのように感じているのか。

A19 利用者からの評判もよく、また、他の自治体からの問い合わせも多数あるため、評判が良いと感じている。このような状況を受け、引き続き適正に管理していきたいと考えている。

4 健康福祉部

(5) 障害福祉サービスを充実する

Q20 障害のある人の就労に関する新たな取組みについて情報等はあるのか。

A20 農業の人手不足を障害のある人の就労で補おうという農福連携の取組みが県で進められている。市内ではまだ実例はないが、継続して周知等努めていきたい。

(6) 母子保健対策を推進する

Q21 2歳児歯科健診については、何割くらいの人が受診したのか。

A21 令和6年度では、対象者が155人で、受診者数が153人、98.7%の受診率であった。

Q22 2人の未受診者にも再通知を行ったのか。

A22 未受診者に対して電話等で再度通知を行ったが、結果的に令和6年度については2人の方が受診されなかった。

(8) 多様な保育サービスの充実を図る

Q23 市立保育所ICT化推進事業について、市立保育所において業務支援システムを導入し、子どもの登降園管理や保護者との連絡等が行える施設整備を行ったとあるが、保護者全員とシステムがつながっているということか。

A23 保護者が業務支援システムにメールアドレス等を登録することで、システムとスマートフォン等が繋がる。保育所からの連絡事項や緊急連絡の必要が生じた際には登録された全ての保護者等に、その内容を一斉にお知らせできる機能もシステムの一部として有している。

Q24 登録されない保護者やスマートフォン等を持っていない保護者についての連絡については、どのような対応を考えているのか。

A24 登録されない保護者等については、直接電話等で連絡することとなる。

(9) 子育て支援サービスを充実する

Q25 子育て応援券や出産祝金により出産のお祝いと出産に係る費用負担の軽減を図ったとあるが、同様の事業を行う近隣市町の状況はどうか。

A25 近隣では、出産の祝いとして現金で支給する市町は少なく、地域で使用できる商品券や特産物を出産のお祝いとして配付している自治体が多いと認識している。

Q26 県外では給付額等が高額になってきている傾向もあるが、参考事例としてどのように見ておられ、相生市として今後も含めどのような方向性で考えているのか。

A26 現在、妊婦には、妊娠1回につき5万円、出産1人につき5万円を給付する国の事業である「妊婦のための支援給付金」を支給している。

相生市では、これまで出産祝金と子育て応援券を支給してきたが、令和5年度に行った子育て応援券に係るニーズ調査において、物価高騰等により経済的に厳しい、育児用品を自由に購入できるようにしてほしいなど、現金化を望む声が多かったこ

とから、令和7年度より祝金と応援券を廃止し、国の給付金に出産1人につき現金2万円を上乗せする見直しを行ったところである。

高額な給付金を支給している自治体もあると認識しているが、相生市としては、これまでの経緯も踏まえ、現行制度を継続していく考えである。

(13) 在宅福祉サービスを充実する

Q27 いきいき百歳体操において男性の参加者が少ないと感じるが、男女の参加状況はどのようにになっているか。

A27 男性が約14%、女性が約86%の参加状況となっている。

Q28 百歳体操を通して高齢者の健康づくりだけでなくコミュニケーションの場となっていることから、男性にももっと参加してもらいたいが、対策としてどのように考えているのか。

A28 市内には男性だけで構成されたグループも何グループもあり、参加している人からの声かけが一番と考えている。

5 建設農林部

(4) 公営住宅などの適切な管理に努める

Q29 公営住宅の耐震状況はどうなっているのか。

A29 公営住宅の中で耐震不足であるのは市営住宅のみである。そのため、城谷住宅に統合建替を現在進めている。

(5) 河川の保全を図る

Q30 河川管理において、土砂が堆積している箇所がある。大雨が降ることにより下流へ土砂が流れ出し危険である。土砂が堆積している場合、どのように対応したらいいのか。

A30 相生市には県管理の2級河川と市管理の河川がある。市管理の河川については、令和6年度より、河川内の樹木や土砂の撤去を優先順位をつけ実施している。県管理の河川については、撤去の基準が、堆積量について、河積断面の概ね3割以上となっているが、地元からの要望があれば、県へ進達させていただく。

(9) 農業の振興を図る

Q31 新商品開発支援について、これまでに効果のあった事例はあるのか。

A31 県事業だが、本年9月、矢野メロン部会と大手スーパーが、矢野メロンの規格外品を活用したチューハイを商品開発し、販売されるといった好事例が生まれている。

Q32 矢野メロンを栽培する農家が少なくなっているが、対策はあるのか。

A32 矢野メロン部会より、矢野メロンを今後も残すため、出荷基準等は維持しつつ、今年度から産地を相生市全域へと拡大する方針としたと伺っている。

Q33 クマについての対応状況はどうか。

A33 クマの目撃情報など連絡を受けた場合は、速やかに現場を確認するなど、県と連携し、対応している。

また、令和7年9月、県ではクマ出没対応マニュアルを策定し、今後、本市においても、クマ出没対応マニュアルを策定する予定である。

6 教育委員会

(6) 健やかな体を育成する

Q34 地域部活動推進事業について、バスケットボール部のことも含めて実績と今後の方向性について情報提供いただきたい。

A34 令和6年度の秋からバスケットボール協会に休日の指導をお願いしている。平日はそれぞれの学校で部活動として活動している。今後どのようにしていくかを検討しているところだが、令和8年度にロードマップを示す予定である。

Q35 給食開始は始業式から何日目、終了は終業式の何日前か。

A35 令和7年度の2学期の始業式は9月1日で、小中学校は3日、幼稚園は9日に給食を開始している。終業式は12月24日で、幼稚園は17日、小中学校は19日に給食を終了予定としている。

(9) 文化芸術の振興を図る

Q36 50款 教育費、25項 社会教育費、20目 文化財保護費、10節 需用費へ委託料より30万5,120円の流用を行っているが使い道は何か。

- A36 宿禰塚古墳と塚森古墳の測量調査報告書を作成したものである。
- Q37 測量調査報告書については、流用をしてまで作成する必要があったのか。
- A37 当該古墳の調査については、令和5年度、6年度に行っており、調査結果について少しでも早く提供していきたいという思いから作成した。
- Q38 成果物とはどのようなものか。
- A38 古墳に関する墳丘の測量結果及び整理所見であり、報告書は近隣市町の歴史資料館、図書館、大学等関連機関へ配布し、資料として活用されている。
- Q39 市内には史跡、城跡が多く存在しているが、そういった文化財について市民への情報公開や維持管理をどのように行ったのか、また今後どのように取り組むのか。
- A39 市内には城跡など多くの文化財が点在している。それらの文化財に関する情報量が多いことから市ホームページへの掲載や調査報告書を図書館等へ配置するなどにより、情報提供をしている。また、維持管理については、史跡における草刈りや低木の伐採などを行っている。文化継承については、市民へ関心をもっていただく必要があるため周知に努めたい。

(11) スポーツ活動の支援・充実を図る

- Q40 レクリエーションスポーツのうち、体力がなくても取り組みやすいアジャタやボッチャの普及状況はどうか。
- A40 競技用具が軽く準備が容易なことから、特にボッチャの人気が高まっている。自治会や高年クラブなどで大会が行われており、用具の貸出しが増えている。

歳 入

なし

《国民健康保険特別会計》

なし

《看護専門学校特別会計》

なし

《介護保険特別会計》

なし

《後期高齢者医療保険特別会計》

なし

《病院事業会計》

なし

《下水道事業会計》

(1) 下水道事業の健全経営と維持管理を図る

Q41 スtockマネジメント計画策定業務の概要を教えてください。

A41 本計画は、2か年をかけて策定を行うこととしており、1年目は、基礎資料調査、2年目は現地調査等を行うこととしている。

Q42 将来的な下水道施設の更新の見込みについてお示しいただきたい。

A42 今後100年間の改築更新費用の見通しについて、標準耐用年数により積算した場合は総額約1,325億円必要となり、年に換算すると約13億円の事業費となるが、Stockマネジメント計画により目標を定め、年間約2億円程度に抑制しながら更新工事を行っている。引き続き、計画を基に、施設の状態に見合った更新費用の適正化を図っていきたいと考えている。

Q43 農集統合についての進捗状況はどのようになっているか。

A43 令和6年度においては、先進地調査として、既に統合を行った赤穂市にヒアリングを行い、事業の進め方の調査を行った。

今後は、令和8年度から3年間をかけ、現地調査を行いながら基本計画を策定する予定である。

総 括

なし

総務文教常任委員会

令和7年6月2日（月）

1 付託事件

(1) 防災について（調査）

2 報告事項

(1) 企画総務部

- ア 令和7年度コスモストークについて（資料1）
- イ 相生市第7次定員適正化計画について（資料2）
- ウ 令和7年度市職員の採用計画について（資料3）

(2) 財務部

- ア 次期行財政健全化計画について

(3) 教育委員会

- ア 令和7年度相生の教育等について（資料 別冊）
- イ 修学旅行について
- ウ 中学生ペーロンについて
- エ 運動会について

1 防災について（6／2開催 委員会資料抜粋）

（1）業務継続計画について

ア 業務継続計画の目的

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制、対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時においても、適切な業務執行を行うことを目的とする。

イ 業務継続計画の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

ウ 相生市災害対策業務継続計画

（ア）市長不在時の代行順位

地域防災計画において、災害対策本部の総括指揮者は市長であるが、不在の場合は次の順序によると定めている。

第1順位	第2順位
副市長	防災監

（イ）職員の参集体制

a 一般災害時（平時）における配備体制

配備体制	配備内容	災害の状況
第1号 配備体制	少数の人員（概ね2割以内）を配備し、主として情報連絡に当たる体制	1 暴風警報、大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報のいずれかが発表され、小規模の被害が生じるおそれがあるとき。 2 小規模の災害が発生した場合
第2号 配備体制	所属人員の2割から5割までの人員を配備し、防災活動に当たる体制	1 暴風警報、大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報のいずれかが発表され、中規模の被害が生じるおそれがあるとき。 2 中規模の災害が発生した場合

第3号 配備体制	所属人員全員を 配備し、防災活 動の万全を期す る体制	1 大規模な災害が予想される気象 情報が発表され、大規模の被害が 生じるおそれがあるとき。 2 大規模の災害が発生した場合
-------------	--------------------------------------	--

※ 勤務時間内の場合、防災活動実施を定められている職員以外の職員は、別途指示があるまで、通常の業務を遂行する。

b 地震災害時における配備体制

情報確認配備	震度3以下の地震については、 <u>危機管理課</u> の職員は登庁し、直ちに情報の収集を行い、市域における被害発生の有無と、被害の程度を確認し、必要に応じて、災害警戒本部の設置を検討する。
第1号緊急配備体制	市域で震度4を観測した場合、 <u>防災班</u> 、 <u>企画総務班</u> 、 <u>調査班</u> 、 <u>建設農林総務班</u> の各職員は配備につき、被害状況調査を行うとともに、災害対策本部設置及び第1号配備体制への準備を行う。
第2号緊急配備体制	市域で震度5弱を観測した場合、 <u>防災班</u> 、 <u>企画総務班</u> 、 <u>調査班</u> 、 <u>建設農林総務班</u> の各職員及び <u>その他の班の係長以上職員</u> は配備につき、第2号配備体制への準備を行う。
第3号緊急配備体制	市域で震度6弱以上を観測した場合、 <u>全職員</u> が配備につき、第3号配備体制への準備を行う。

※ 勤務時間内の場合、防災活動実施を定められている職員以外の職員は、別途指示があるまで、通常の業務を遂行する。

(ウ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎
(代替庁舎の第1候補) 総合福祉会館

(エ) 電力、水、食料等の確保

a 電力の確保

最優先業務等の実施時期において、停電時は、照明、情報システム、パソコン、プリンタ等の利用が困難となり、外部からの電力供給が再開するまで業務が停止することが考えられるため、応急対策業務実施に必要な業務資源である電力を確保するため、自力確保を前提に整備を図ることとしている。

(対策) 非常用電源の設置

b 水、食料等の確保

水、食料のほか、生活必需品等について、災害対策要員の必要分として、備蓄目標計画に備蓄目標量を定めており、その確保に努めることとしている。

- ・アルファ化米、パンの充足率 5. 1% (令和7年4月30日現在)
 - ・飲料水の充足率 100%以上 (令和7年4月30日現在)
- (対策) 職員備蓄の推進

(オ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

地域防災計画において、固定電話等は回線断絶又は輻輳により実質的に使用不能となるほか、通信機器は予想外の事情で使えなくなることがあるため、多様な通信手段の確保について定めている。

a フェニックス防災システム

フェニックス防災システムは、市町・消防本部との間をISDN、衛星回線で二重化する等の対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用する。

b 兵庫衛星通信ネットワーク

被災、119番通報の殺到による輻輳等により公衆回線等が使用できない場合には、兵庫衛星ネットワークを使用して関係機関との通信を確保する。

- ・衛星電話 2台
- ・衛星ファクシミリ 1台

c 災害時優先電話

災害時に優先接続される「災害時優先電話」をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用する。

- ・本庁舎等 17回線

d 防災行政無線

防災行政無線は、災害時に、屋外にいる市民や広範囲の居住区に対して迅速に一斉広報することが可能であり、停電時や公衆回線等が使用できない時にも使用可能である。特に、地震、津波、洪水、土砂災害等の対応時に効果的であるため、防災行政無線の活用による情報発信を行う。

また、子局のうち51局で、防災行政無線を利用して、親局（危機管理課）と連絡通話が可能（停電時でも72時間利用可能）である。

(カ) 重要な行政データのバックアップ

地域防災計画において、耐震性や水害による浸水対策を確認し、庁舎の被災に伴う重要な行政データ等の損失に備え、データのバックアップ対策及び設備の確保等を講じることとしている。

(対策) 相生市情報セキュリティ対策指針

(キ) 非常時優先業務の整理

a 非常時優先業務

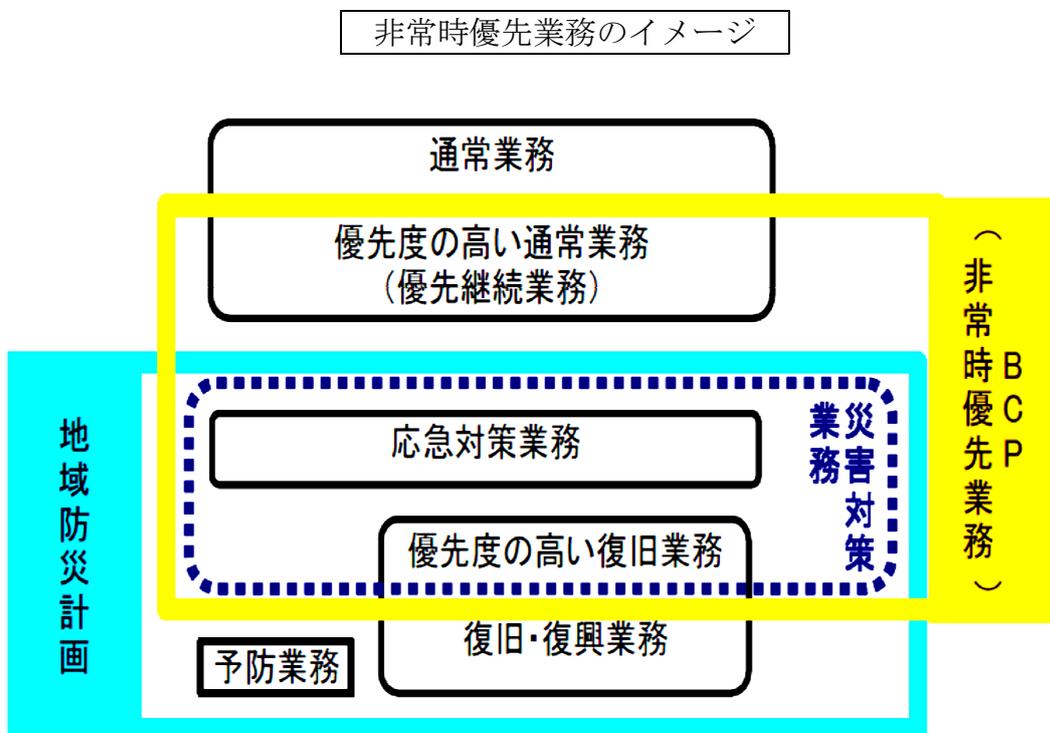
災害時に市として優先的に行わなければならない業務を「非常時優先業務」として選定している。非常時優先業務は、災害対策業務と優先継続業務の大きく2つに分けられる。

(a) 災害対策業務

市が災害時に行わなければならない災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧、復興業務等

(b) 優先継続業務

通常業務のうち、市民の生命、生活、財産、経済活動等を守るための観点から、災害時においても必要な業務



b 業務の優先区分

災害時に行う各災害対策部及び各課の業務全てを、下記のAからDまでの優先区分に分類している。A、B、C1、C2が災害時に行う非常時優先業務となる。Dに該当する業務については一定期間休止・延期とする。

◆ 業務の優先区分

必要度		内容
非常時 優先 業務	A 〔災害対策業務〕	○災害発生時に 最優先 に行わなければならない業務 ○地域防災計画の「災害応急対策計画」で挙げられている業務のうち ① 被災者の生命、健康、生活、財産に重大な影響がある業務 ② 災害時対応のための意思決定に必要な業務 (例) 避難所の設置 対策本部の設置 等
	B 〔災害対策業務〕	○災害発生時に 優先 に行わなければならない業務 ○地域防災計画の「災害応急対策計画」で挙げられている業務のうち ① Aに該当しない業務 (例) 災害対策関係予算に関する業務 職員の災害補償に関する業務 等
	C1 〔優先継続業務〕	○従来どおり継続しなければならない業務 ① 市民の安全確保に直結する業務 ② 中断により市民の生活や市経済に甚大な支障を生ずる業務 ③ 中断により、国、県、他市町の業務に重大な影響を与える業務 ④ 中断により市の信用が大きく失墜する業務又は本来業務に重大な支障を伴う業務 (例) 報道機関との連絡に関する業務 清掃施設の管理運営に関する業務 等
	C2 〔優先継続業務〕	○取り扱いの方法等を変更(縮小)し対応できる業務 ① C1に該当しない業務 (例) 渉外及び交際に関する業務 工事の検査に関する業務 等
	D 〔休止業務〕	○通常業務のうち、休止・延期する業務 ① 一定期間(1か月程度)先送りすることが可能な業務 ② 災害復興までの間、休止・延期することがやむを得ない業務 (例) 職員研修 地域懇談会 等

c 優先業務等の基準

発災後の時間軸に沿った業務の基準は次のとおりである。

<p>(1) 発災～ 2時間程度 (初動業務実施時期)</p> <p>参集者(組織)がまず 行うべきこと</p>	<p>行政組織として機能させるための事務</p>	
	<p>①職員・来庁者の救助・搬送、職員の安否確認、被災状況の把握、参集確認、指揮命令系統確立</p> <p>②執務室の安全確認・保全措置、インフラ(特に電力)の確保・復旧</p> <p>③災害時の情報基盤(ネットワーク、業務関係システム)等の復旧など</p> <p>『相生市職員防災マニュアル組織別(班別)初期活動項目』、『非常事態(人員制限下)での初動体制』により対応</p>	
<p>(2) 発災後2時間 ～1日程度 (最優先業務実施時期)</p>	<p>災害応急対策業務</p>	<p>通常業務 (平時から担っている業務)</p>
	<p>①全庁的な災害応急対策業務</p> <p>②災害対策本部の確立・運営、報道対応</p> <p>③被害情報の収集・伝達体制の確立</p> <p>④救助・救急活動に関すること</p> <p>⑤消防・自衛隊との連絡・調整</p> <p>⑥避難所の開設など</p> <p>『相生市職員防災マニュアル組織別(班別)初期活動項目』により対応</p> <p>『相生市地域防災計画第3編災害応急対策計画』により対応</p>	<p>通常業務はなし</p>
<p>(3) 発災後1日 ～3日程度 (優先業務実施時期)</p>	<p>災害応急対策業務</p>	<p>通常業務 (平時から担っている業務)</p>
	<p>以下の観点から発災後1～3日以内の活動開始が求められる各部局の初期災害応急対策業務</p> <p>①遅延により、市民や事業者に重大な被害が発生する業務</p> <p>②遅延により、他の防災対応機関に、重大な活動支障が発生する業務</p> <p>『相生市職員防災マニュアル組織別(班別)初期活動項目』により対応</p> <p>『相生市地域防災計画第3編災害応急対策計画』により対応</p>	<p>以下の観点から発災後1～3日以内の活動開始が求められる又は災害応急対策業務に不可欠となる各部局の通常業務</p> <p>①市民の安全確保に直結する業務</p> <p>②中断により市民の生活や市経済に甚大な支障を生ずる業務</p> <p>③中断により、国、県、他市町の業務に重大な影響を与える業務</p> <p>④中断により市の信用が大きく失墜する業務、または本来業務に重大な支障を伴う業務</p>

(4) 発災後3日 ～2週間程度 (継続業務実施時期)	災害応急対策業務	通常業務 (平時から担っている業務)
	上記以外の、各部局の災害応急対策業務 『相生市地域防災計画第3編災害応急対策計画』により対応	上記以外の、各部局で優先的に復旧していく通常業務
(5) 発災後2週間 ～1か月程度 (継続業務実施時期)	災害応急対策業務	通常業務 (平時から担っている業務)
	上記以外の、各部局の災害応急対策業務 『相生市地域防災計画第3編災害応急対策計画』により対応	職員その他の資源の回復を見て、各部局で順次復旧していく通常業務

質 疑 応 答

- Q1 第1号配備体制は、概ね市内在住者で対応するのか。
- A1 課長級を中心に配備し、人員が不足した場合は、代替要員の参集を依頼する予定である。
- Q2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の第1候補は総合福祉会館とあるが、第2候補はどこを考えているのか。
- A2 職員の参集場所であること、情報の連絡のこと等を考えると、比較的面積の大きな市立の公共施設が適当ではないかと考えている。
- Q3 職員の安否確認は具体的に何で行うのか。
- A3 基本的には、電話やLINEによる。
- Q4 応援の受入れ態勢の準備はできているのか。
- A4 応援の受入れ態勢については、地域防災計画に記載しているが、細部まで決められていないところがあるので、今後、より実効性を高められるよう、整備を図っていききたい。
- Q5 総合福祉会館は代替庁舎として機能を整備できているのか。
- A5 施設の現状に見合った対応になる。今後、災害応急対策業務が実施できるよう精査、検討していききたい。
- Q6 過去の事例等を踏まえ、細やかな防災を進めていく必要があると思うが、どのように考えているのか。
- A6 現在も関係部署と連携しているが、消防団、防災士、自主防災組織等との連携も密にして、災害に対応できる体制を整えていききたい。

総務文教常任委員会

令和7年6月20日（金）

1 付託事件

議第32号 相生市税条例の一部を改正する条例の制定について

議第35号 相生市の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第36号 令和7年度相生市一般会計補正予算

第1条 歳入歳出予算の補正の内歳入全般及び歳出中

款	項	(目)
10 総務費	全般	
15 民生費	5 社会福祉費	全般

請願第1号 子どものゆたかな学びと育ちを保障するための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について

2 所管事項

(1) 企画総務部

ア 安全・安心のまち住民大会について

(2) 財務部

ア 市町村財政比較分析表等について

イ 令和6年度入札状況について

ウ 令和7年度発注予定工事等について

(3) 教育委員会

ア 第2次相生市立小中学校適正配置計画の推進について

イ いじめの重大事態に関する再発防止の取組みについて

ウ 相生市文化会館について

(4) 外局

ア 投票時間の繰り上げについて

3 その他

総務文教常任委員会

令和7年8月29日（金）

1 付託事件

(1) 防災について（調査）

(2) 行財政健全化計画について（調査）

2 報告事項

(1) 企画総務部

ア 公の施設の管理運営方針について（資料1）

イ 令和7年度市職員の採用計画等について（資料2）

ウ 定額減税補足給付金（不足額給付）について

エ 相生市孤立化集落救出訓練及び避難訓練について

(2) 教育委員会

ア 相生市立図書館の休館について（資料3）

イ スポーツフェスティバル2025“AI O I”について（資料4）

1 防災について（8／29開催 委員会資料抜粋）

（1）国土強靱化地域計画の改定について

ア 国土強靱化施策

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策

イ 国土強靱化基本計画

国土強靱化に係る国の他の計画等の指針

ウ 国土強靱化地域計画

国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靱化地域計画を定めることができる。

- ・「地域の強靱化」という幅広い分野に及ぶ施策に係る最上位計画
- ・令和7年4月1日時点で全都道府県と99%の市区町村が策定済み

エ 相生市の国土強靱化地域計画

（ア）令和2年6月 相生市国土強靱化計画策定

（イ）令和7年9月 全部改定（題名改正を含む。）予定

オ 「相生市強靱化計画」の改定案の概要

（ア）計画改定の趣旨

近年の災害の経験と教訓や、国、県等の動向を踏まえ、計画の実効性の確保及び内容の充実を図る。

（イ）計画期間

令和7年度から概ね6年間

※ 相生市総合計画と計画期間・改定時期を合わせる。

（ウ）基本目標

以下の基本目標の下、関連施策を推進し、市の強靱化を図る。

- 人命の保護を最大限図ること。
- 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること。
- 迅速に復旧復興すること。

(エ) 強靱化を推進する上での基本方針

- a 長期的観点からの推進
- b 各主体及び地域間連携の推進
- c 効果的な施策の推進
- d 効率的な施策の推進
- e 個別事業の取組み
 - (a) ハード整備の推進
 - (b) ソフト対策の推進

(オ) リスクに対する脆弱性評価と施策の方向性

a 想定するリスク

市民生活及び市経済に大きな影響を及ぼすリスクとして、南海トラフ地震、山崎断層帯地震等の地震災害に加え、豪雨災害、土砂災害、高潮災害等の風水害及び複合災害を想定する。

b 脆弱性評価

(a) 評価手順

- ・過去の災害の経験と教訓から、「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」を設定
- ・それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避する観点から、「施策の方向性」を検討

(b) 「起きてはならない最悪の事態」と「施策の方向性」

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

<起きてはならない最悪の事態> 1-1 大規模地震に伴う、住宅、建物、不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
<施策の方向性>※調整中 建築物の耐震化
<起きてはならない最悪の事態> 1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
<施策の方向性>※調整中 密集市街地の改善、危険空家対策
<起きてはならない最悪の事態> 1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
<施策の方向性>※調整中 防潮堤等の整備、避難意識の向上、避難体制の確保・訓練の実施、津波ハザードマップの周知

<p><起きてはならない最悪の事態> 1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生</p>
<p><施策の方向性>※調整中 総合的な治水対策、高潮・越波対策、減災のためのソフト対策</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生</p>
<p><施策の方向性>※調整中 台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化、山地防災・土砂災害対策、ため池及び治山対策、野生鳥獣対策</p>

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

<p><起きてはならない最悪の事態> 2-1 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p>
<p><施策の方向性>※調整中 地域の防災組織の災害対応力強化、防災関係機関との連携強化・訓練</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p>
<p><施策の方向性>※調整中 救急・医療体制の充実、病院等医療機関における非常用電源等の確保、道路交通機能の強化</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生</p>
<p><施策の方向性>※調整中 避難所の生活の質の確保</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 2-4 被災地での食料、飲料水、燃料等、生命に関わる物資供給の停止</p>
<p><施策の方向性>※調整中 食料、飲料水の供給体制の確保、道路交通機能の強化、避難所等における燃料の確保</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱</p>
<p><施策の方向性>※調整中 帰宅困難者等対策の推進</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 2-6 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p>
<p><施策の方向性>※調整中 孤立集落の発生を防ぐ体制整備、避難所機能の強化、孤立集落の発生を防ぐ漁港機能の強化</p>

<起きてはならない最悪の事態>

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

<施策の方向性>※調整中

被災地における疫病・感染症対策に係る体制の構築、下水道施設の耐震化

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

<起きてはならない最悪の事態>

3-1 市職員・本庁舎等の被災による機能の大幅な低下

<施策の方向性>※調整中

庁舎等の耐震化、災害時即時対応体制の強化

目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

<起きてはならない最悪の事態>

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

<施策の方向性>※調整中

情報通信手段の確保

<起きてはならない最悪の事態>

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

<施策の方向性>※調整中

情報提供手段の確保

<起きてはならない最悪の事態>

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

<施策の方向性>※調整中

県、他市町、消防等の情報の迅速な伝達と共有、情報収集・提供に係る人材育成、要配慮者の避難支援体制の構築

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

<起きてはならない最悪の事態>

5-1 エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な被害

<施策の方向性>※調整中

道路交通機能の強化

<起きてはならない最悪の事態>

5-2 危険物製造所等の損壊、火災、爆発等

<施策の方向性>※調整中

情報の迅速な伝達

<起きてはならない最悪の事態>

5-3 幹線の分断等、基幹交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

<p><施策の方向性>※調整中 道路交通機能の強化</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 5-4 食料等の安定供給の停滞</p>
<p><施策の方向性>※調整中 農林水産業に係る生産基盤等の強化、道路交通機能の強化</p>

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

<p><起きてはならない最悪の事態> 6-1 電力、都市ガスの供給ネットワーク、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止</p>
<p><施策の方向性>※調整中 ライフライン関係事業者との連携強化</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止</p>
<p><施策の方向性>※調整中 広域的な応援体制の整備</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p>
<p><施策の方向性>※調整中 下水道施設の耐震化等、農業集落排水施設の老朽化対策、浄化槽の老朽化対策</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止</p>
<p><施策の方向性>※調整中 道路交通機能の強化</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全</p>
<p><施策の方向性>※調整中 老朽化対策の着実な推進、人材・資機材の確保</p>

目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

<p><起きてはならない最悪の事態> 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生</p>
<p><施策の方向性>※調整中 消防の災害対応力強化、市街地の改善</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 7-2 臨海部の複合災害の発生</p>
<p><施策の方向性>※調整中 情報の迅速な伝達</p>

<p><起きてはならない最悪の事態> 7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞による交通麻痺</p>
<p>建築物の耐震化</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 7-4 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生</p>
<p><施策の方向性>※調整中 ため池等の整備、計画的な定期点検と適切な日常管理の推進、台風・集中豪雨等に対する防災情報の発信の強化、山地防災・土砂災害対策</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 7-5 有害物資の大規模拡散・流出による被害の拡大</p>
<p><施策の方向性>※調整中 情報の迅速な伝達</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 7-6 農地等の被害による荒廃</p>
<p><施策の方向性>※調整中 農地・農業水利施設等の保全管理</p>

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

<p><起きてはならない最悪の事態> 8-1 人材の不足等により復興できなくなる事態</p>
<p><施策の方向性>※調整中 人材の育成・確保</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 8-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p>
<p><施策の方向性>※調整中 災害廃棄物処理</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 8-3 長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</p>
<p><施策の方向性>※調整中 浸水への対策</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 8-4 事業用地等の確保が進まず復興が大幅に遅れる事態</p>
<p><施策の方向性>※調整中 地籍調査の実施</p>
<p><起きてはならない最悪の事態> 8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p>
<p><施策の方向性>※調整中 防災人材の育成、文化財の耐災害性の向上</p>

＜起きてはならない最悪の事態＞

8-6 風評被害や信用不安等による市内経済等への甚大な影響

＜施策の方向性＞※調整中

災害発生時における市内外への情報発信

(カ) 強靱化に向けた推進方針

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、関係部署と十分連携を図りながら、今後取組みを進める施策を洗い出し、推進方針として当該計画に記載する。

(キ) 計画の推進

当該計画による強靱化を着実に推進するため、関連の計画とも整合を図りつつ、各種の社会基盤整備事業の計画的な推進を図る。

当該計画のフォローアップについては、重要業績指標（K P I）を設定し、定期的に進行管理を行うとともに、社会経済情勢の変化や施策の実施状況、国、県、他市町、関係機関の動向等も踏まえ、適宜計画の改定を行う。

質 疑 応 答

- Q1 地震等の大規模な災害だけでなく、温暖化に伴う突発的な災害など、様々な災害への対応は意識しているのか。
- A1 様々な災害に即対応できるよう、神戸地方気象台と連携を密にして、気象情報等の早期の情報収集を図るとともに、庁内の連絡体制の強化を図っていきたいと考えている。
- Q2 本市において帰宅困難者はどのくらい発生すると想定しているのか。
- A2 兵庫県の南海トラフ巨大地震被害想定によると、最大1,863人の帰宅困難者の発生が予想されている。
- Q3 危険物製造所等の損壊、火災、爆発等と有害物資の大規模拡散・流出による被害の拡大の事態に対する施策の方向性を情報の迅速な伝達としているが、情報の迅速な伝達以外の施策は検討しているのか。
- A3 本計画では、国・県が実施する施策の記載は行わず、本市が取り組むべき施策を抽出する予定であるため、災害情報を周辺住民等に迅速に提供することのみ施策として検討している。
- Q4 本市の実情に応じた計画の策定、進め方についてどう考えているのか。
- A4 今回、本計画を改めるに当たり、防災に関連する庁内の情報を把握した上で計画を改定し、改めて全庁的に防災への意識づけを行い、地域の防災力の強化に取り組んでいきたいと考えている。
- Q5 各地域に合った施策の展開についてどう考えているのか。
- A5 ハザードマップをより市民の方によって分かりやすいものにするとともに、まちかど出前講座等で市民の方に丁寧に説明を行い、その地域に応じた防災教育等を検討していききたい。
- Q6 個別の施策の方向性が調整中とあるが、9月に改定できるのか。
- A6 既に各部署に本計画の素案について意見照会を行っており、今後、ヒアリング等を実施し、9月中に改定できる予定である。

総務文教常任委員会

令和7年9月12日（金）

1 付託事件

議第41号 令和7年度相生市一般会計補正予算

第1条 歳入歳出予算の補正の内歳入全般及び歳出中

款	項	（目）
10 総務費	5 総務管理費	5 一般管理費
		90 諸費 （ただし、還付金のうち、市税等過誤納金還付事務事業のみ）
	20 選挙費	全般
45 消防費	全般	
50 教育費	全般	

第2条 繰越明許費の補正

第3条 債務負担行為の補正

第4条 地方債の補正

2 所管事項

(1) 企画総務部

ア 令和7年度コスモストーク実施結果について

イ 株式会社あいおいアクアポリスの経営状況について

(2) 財務部

ア 庁舎電子広告板の設置について

(3) 教育委員会

ア 第2次相生市立小中学校適正配置計画の推進について

イ 令和7年度学力調査結果について

3 その他

総務文教常任委員会

令和7年11月21日（金）

1 付託事件

(1) 防災について（調査）

(2) 部活動の地域展開について（調査）

2 報告事項

(1) 企画総務部

ア 行政評価について（資料1）

イ 令和7年度市職員の採用計画等について（資料2）

(2) 財務部

ア 第5期相生市行財政健全化計画に係るパブリックコメント
結果について

(3) 教育委員会

ア 相生市立図書館改修工事に係る工期の延長について

イ 令和8年二十歳のつどいについて

ウ 相生市立温水プール喫茶室の閉店について

1 防災について（11/21開催 委員会資料抜粋）

相生市強靱化計画

—国土強靱化地域計画—



令和7年9月
兵庫県相生市

目次

I	はじめに	
1	趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間	1
II	基本的な考え方	
1	基本目標	1
2	強靱化を推進する上での基本方針	1
3	特に配慮すべき事項	2
III	相生市の特性	
1	相生市の概要	4
2	相生市の自然	5
3	相生市の社会的な状況	6
IV	リスクに対する脆弱性評価	
1	想定するリスク	7
2	脆弱性評価	8
3	起きてはならない最悪の事態とこれに対応する施策分野	2 1
V	強靱化に向けた推進方針	2 5
VI	計画の推進	3 3

【別紙】重要業績指標

《策定・改定履歴》

令和2年6月：相生市国土強靱化計画を策定

令和7年9月：全部改定（題名改正を含む。）

I はじめに

1 趣旨

本市では、過去に梅雨前後の前線がもたらした集中豪雨と台風に伴う風水害で大きな被害が発生した。近年では、平成16年台風第16号、第18号、第21号及び第23号による水害がある。

また、令和6年能登半島地震は、多くの人命や家屋、ライフライン等に甚大な被害をもたらした。近い将来の発生が確実視される南海トラフ地震への備えも喫緊の課題である。

今後、激甚化、頻発化する大規模自然災害等に対応していくためには、近年の災害の経験と教訓を踏まえつつ、強靱化の取組みを推進する必要がある。

国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）が施行され、平成26年6月に国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」が策定され、平成30年12月、令和5年7月に計画が改定された。また、兵庫県においては、平成28年1月に「兵庫県強靱化計画」を策定（令和2年5月改定）し、総合的な防災・減災対策に取り組んでいる。

本市においても、大規模自然災害から1人でも多くの人命を守り、市民の生活や社会経済活動の維持・早期復旧を図るため、こうした国、県等の動向も踏まえて、本計画を策定する。

2 計画の位置づけ

国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として定める。

3 計画期間

令和7年10月から概ね6年間とする。

II 基本的な考え方

1 基本目標

以下の基本目標の下、関連施策を推進し、市の強靱化を図る。

- ① 人命の保護を最大限図ること。
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること。
- ④ 迅速に復旧復興すること。

2 強靱化を推進する上での基本方針

(1) 長期的観点からの推進

- ・本市の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討し、長期的な観点から計画的に取り組む。

(2) 各主体及び地域間連携の推進

- ・強靱化に向けた取組みの実施主体は、市だけではなく国、県、事業者、市民等多岐にわたることから、関係者相互の連携協力を一層強化する。

(3) 効果的な施策の推進

- ・ 想定される被害や地域の状況に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・ 自分の身は自分で守る「自助」及び互いに助け合って守る「共助」からなる地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官（市、県、国）と民（事業者、市民）が役割分担して取り組む。
- ・ 防災・減災の取組みが非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においては地域社会等で有効に活用される対策となるように取り組む。
- ・ 人口減少社会の到来と少子・高齢化の一層の進展等、本市を取り巻く社会情勢に対応した施策を推進する。
- ・ 大規模自然災害等が発生しても機能不全に陥らない地域・経済社会システムの確保に当たっては、平時における状況変化への対応力や生産性・効率性の向上にも資するように取り組む。

(4) 効率的な施策の推進

- ・ 限られた財源の中、既存の社会資本を有効活用することで、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進する。
- ・ 計画的な定期点検の実施や予防保全の推進、適切な時期の更新等により、効率的な施設の維持管理を推進する。

(5) 個別事業の取組み

ア ハード整備の推進

- ・ 学校、道路橋梁、下水道管等の健全性確保及び改良に計画的に取り組む。

イ ソフト対策の推進

- ・ 地域全体で強靱化を推進するため、人のつながりやコミュニティ機能を強化することで、災害時にも機能する「自助」「共助」の仕組みを構築する。
- ・ 各地域における担い手を育成・確保するため、自主防災組織への支援や、消防団員の確保、防災リーダーの育成等、これまでの成果を踏まえた取組みを推進する。
- ・ 女性、高齢者、こども、障害者、外国人等が避難行動要支援者となる可能性が高いことに十分配慮して施策を推進する。

3 特に配慮すべき事項

(1) 平成 30 年 12 月以降の災害からの教訓

平成 30 年 12 月（前回国土強靱化基本計画策定時）以降、わが国は、房総半島台風、東日本台風、令和 3 年 7 月の大雨（伊豆山（熱海市）における土砂災害）、令和 4 年 3 月の福島県沖を震源とする地震（東北新幹線運休）、令和 6 年能登半島地震等相次ぐ災害に見舞われた。

これらの災害等を踏まえて、市民の生命や財産の保護に加えて、市民の暮らしや経済活動を支える重要なインフラの機能を、災害に対して維持する必要があることについて多くの知見を得た。以下に本市として対応を検討すべき具体的事例を示す。

- ・房総半島台風においては、強風による倒木等の影響により電柱の倒壊、通信線の断線等が多数発生するとともに、停電が長期間に及んだため、携帯電話基地局等における非常用電源が維持できない等の理由により、千葉県を始めとして通信障害が広範囲・長期間にわたり発生した。また、停電による通信障害が発生し、現地に赴かないと被災状況や被災地に必要な支援内容が確認できない事態が相次いだ。
- ・令和4年8月の大雨において、新潟県村上市では、土砂災害警戒情報の発表後に地区役員が住宅を一軒ずつ回って避難を呼びかけ、一度は地区の公会堂に避難したものの、昭和42年羽越水害を教訓とし、高台に位置する住宅等へ「再避難」を実施したことにより、人的被害を出さなかった。
- ・令和2年以降の自然災害対応では、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、従来の災害医療に加えて、被災患者・医療関係者の感染症対策が新たに必要となり、これまで以上に人的・物的リソースが必要となった。また、新型コロナウイルス感染症のまん延下（令和2年以降）に発生した自然災害においては、避難所運営をめぐり、新型コロナウイルス感染症への対策（避難所の収容力の確保、避難所内での感染症対策に必要な物資等の確保）、避難所の生活環境の改善等、様々な対応が必要となった。
- ・令和3年7月の静岡県熱海市土石流災害において、急峻な道路に大量の土砂が流れ込み、人的・物的被害が発生し、災害初期における被害状況の全容把握、大型の消防車両や重機で災害現場に近づくことの困難性、猛暑等の過酷な環境下での体調管理への対応が課題となった。
- ・令和3年8月の大雨において、避難所での長期避難を強いられた住民が多く発生した。感染症対策や要配慮者への支援等の観点から、避難所運営に行政職員のみならず、これらの識見を有するボランティアが入るほうがより円滑な避難生活環境を整えることに資することを再認識した。
- ・令和4年1月に発生したトンガ諸島の海底火山の噴火により津波警報が発表された際、原則徒歩避難としていたにもかかわらず、自動車を用いて避難する者が多数いたことで交通渋滞が発生した。
- ・報道のされ方によって、多方面から事実確認の問合せが地方公共団体に殺到し、災害対策本部業務がひっ迫する場合がある。
- ・令和6年能登半島地震では、地震の揺れにより建物倒壊が多く発生し、圧死等の被害が発生したほか、消防活動等に支障を来す要因の1つとなった。特に所有者の多くが高齢者世帯である地域においては、住宅の耐震化率が相対的に低く、その要因としては、資力や動機の不足等が考えられる。
- ・令和6年能登半島地震では、石川県、富山県、新潟県などの沿岸部を中心として幅広い地域で液状化現象による被害が確認された。自治体からは、液状化現象に関する知識や発生傾向図等について、平時からの住民への周知が不足していたとの意見があった。
- ・令和6年能登半島地震では、地震・津波により海岸堤防等の施設が被災し、甚大な被害が発生した。地震の強い揺れに伴い堤防等が沈下・損傷し、津波・洪水・高潮による浸水被害が発生するおそれがあるため、対策を講じる必要があるとともに、水門・陸閘等について、現場作業員の安全を確保した上で、閉鎖の確実性を向上させる必要がある。

- ・地震発生時には市街地で大規模な火災が発生する危険性があるものの、そのようなリスクの存在について社会的に認知が進んでいないという指摘もあった。

(2) 国、県、他市町、事業者、市民等との連携による強靱化の推進

直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、市民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができるまちづくりに資するものであり、極めて重要である。

そのため、国、県、他市町、事業者、市民等と連携して強靱化施策を推進し、地域における防災力の一層の強化を図る。

Ⅲ 相生市の特性

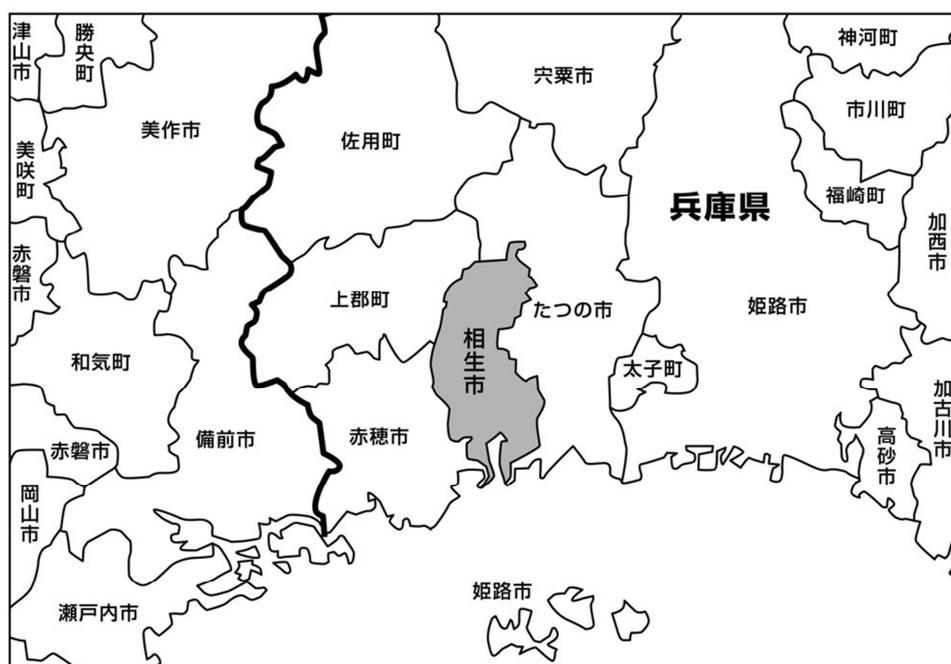
1 相生市の概要

(1) 相生市の位置

相生市は、兵庫県の南西部に位置し、瀬戸内海に面し、穏やかな気候・風土に恵まれ、東西 7.98 km、南北 19.56 km で総面積 90.40 km² と海岸部から平地、山間部へと伸びる南北に長い市域である。

本市は、播磨船渠（現・株 I H I）の設立以来、戦後の経済成長とともに発展し、相生湾沿岸に市街地が形成されている。北部の丘陵は農業地帯になっているほか、瀬戸内海沿岸部には漁村集落が形成されている。

位置図(令和5年10月)



2 相生市の自然

(1) 相生市の気象

瀬戸内気候区に属し、年間を通じて温暖・少雨という特徴がある。降雨は少なく湿度が低いため乾燥し、海岸に近いため暑さや寒さも比較的しのぎ易い。特に冬季は晴天が目立ち、内陸の平野部では放射冷却効果が大きく、夜間から早朝の冷え込みが強い。

梅雨期には大阪湾を北上する暖湿気流と六甲山地の影響で、局地的な大雨が降ることもある。

(2) 平均的な気象

ア 気温

気象観測装置のデータによると、平成26年から令和5年までの過去10年間の平均気温は15.4℃で、近年は10年間平均気温より高めの年平均気温となっている。10年間の最高気温の平均は36.5℃で、最も高かったのは令和3年に記録した38.6℃である。また、10年間の最低気温の平均はマイナス5.1℃で、最も低かったのは令和3年のマイナス7.3℃である。相生市は瀬戸内気候区に属しているため、気温の変化は緩やかであり温暖である。

イ 降水量

平成26年から令和5年までの過去10年間の降水量では、最も多い年で平成27年の1,727mm、最も少なかったのは令和4年の890mmである。10年間の年間降水量を平均すると1,290.7mmとなっている。

また、令和5年の降雨量データで見ると、年降雨量1,327.5mmで4月から9月にかけて多くの降水量がみられる。近年は、温暖化の影響によるゲリラ豪雨の発生等により、いつ降水量が増えるか予想が付きにくい。4月から10月頃までは、降水量の増加による水害に注意する必要がある。

ウ 積雪

相生市では、太平洋沿岸を東進する発達した低気圧によって、2月から3月初めにかけて積雪が多いが、大規模な豪雪になることは無い。

エ 潮位

高潮は台風によって発生し、沿岸地域が影響を受ける対象地域となっている。

オ 地形

瀬戸内海に面した相生湾は、市街地の中心部まで深く湾入している西播磨地域では珍しい地形で、天然の良港となっている。市南部の天下台山から流れ、相生湾に注ぐ大谷川の流域は200mから400mの小起伏山地に分類されており、西播丘陵・台地の西部丘陵群に属している。

海岸部は、海進によって沖積層が水没し、後背地がほとんど無くなってしまった典型的な沈降性の海岸地形である。

カ 河川

相生市の河川は、延長が5,000m未満のものが多く、1,000m未満の二級河川が3河川、準用河川が2河川ある。

また、高低差が大きく、海まで一気に流れる河川が多く、流れは急流となっている。

3 相生市の社会的な状況

(1) 相生市の人口

相生市の令和6年10月現在の人口は27,070人となっている。そのうち、高齢者人口は9,905人で高齢化率は36.6%、年少人口は2,869人で10.6%となっており、少子高齢化が進行している状況である。また、要介護者数は1,909人であり、要配慮者への対応が重要である。

(2) 道路の状況

相生市には、幹線となる国道2号線が市内を東西に横断し、それと交差するように山陽自動車道が通っている。また、県道相生宍粟線が市北部から国道2号線までを結んでいる。南部は国道250号線が相生湾岸を結び、もう一つの流通の要となっている。

(3) 医療機関

相生市には、4つの病院施設と15の診療所及び個人医療施設が現存している。

(4) 港湾

相生市には、地方港湾（重要港湾以外の港湾でおおむね地方の利害にかかるとの）である相生港があり、建設資材を中心とした荷役活動や漁業活動が活発に行われている。

(5) 原子力関連

相生市には、放射性同位元素取扱事業所があるが、原子力事業所は存在しない。

《以下省略》

質 疑 応 答

- Q1 基本方針の中で優先的にどのようなことに取り組んでいるのか。
- A1 強靱化に当たっては、庁内外に対して、強靱化の必要性、重要性の普及啓発を進めている。また、効率的に強靱化を推進するため、デジタルの活用を検討している。
- Q2 避難所の質の確保を図る取組みを進めるとあるが、冷暖房機器等をいつまでに設置するといった目標を定めているのか。
- A2 冷暖房機器等については、具体的な目標を定めてはいないが、所管課に働きかけを行うことにより、できるだけ速やかに実現したいと考えている。
- Q3 計画期間は概ね6年とするとあるが、中間での重要業績指標の見直しについてはどのように考えているのか。
- A3 強靱化計画については長期間にわたるものであるため、毎年度、進捗状況を確認した上で、必要があれば計画の修正等を行いたいと考えている。

総務文教常任委員会

令和7年12月5日（金）

1 付託事件

議第45号 相生市立教育集会所の指定管理者の指定について

議第47号 相生市選挙公営条例の一部を改正する条例の制定について

議第49号 令和7年度相生市一般会計補正予算

第1条 歳入歳出予算の補正の内歳入全般及び歳出中

款	項	(目)
5 議会費	全 般	
10 総務費	5 総務管理費	5 一般管理費
		15 財政調整基金費
		75 地域活動推進費
	10 徴税费	全 般
	25 統計調査費	全 般
	30 監査委員費	全 般
15 民生費	20 地域改善対策費	全 般
50 教育費	全 般	

第2条 債務負担行為の補正

2 所管事項

(1) 企画総務部

- ア 相生市もっともっと活力上昇計画アクションプログラムについて（資料）
- イ 定額減税補足給付金（不足額給付）について
- ウ 消防団年末警戒について
- エ 消防出初式について
- オ 防災講演会について

(2) 教育委員会

- ア 市立幼稚園の休園について

イ 第2次相生市立小中学校適正配置計画の推進について（資料）

ウ 相生市文化会館について（資料）

3 その他

民生建設常任委員会

令和7年5月30日（金）

1 付託事件

- (1) 一般廃棄物等の処理について（調査）

2 報告事項

- (1) 市民生活部

- ア 戸籍への振り仮名記載について（資料1）
- イ 相生ペーロン祭について
- ウ 地域乗合タクシー（ふれあい号）事業について（資料2）

- (2) 健康福祉部

- ア 相生市就学前保育・教育施設のあり方（案）の説明について
- イ 令和6年度出産祝金・出産子育て応援給付金・子育て応援券の支給状況について（資料3）
- ウ 令和6年度看護師国家試験合格状況について（資料4）
- エ 令和7年度看護専門学校入学者の状況について（資料4）

- (3) 建設農林部

- ア リフレッシュ瀬戸内について

一般廃棄物等の処理について（5/30開催 委員会資料抜粋）

（1）資源ごみ総合回収拠点について

令和5年3月から市民体育館駐車場内に移設し、運営している資源ごみ総合回収拠点の収量について以下のとおり報告する。

（単位：t）

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
紙 類 （段ボール、雑紙、雑誌、新聞、紙パック）	137	139	182
びん類 （無色、茶色、その他）	59	66	72
金属類 （飲料缶、その他金属）	24	25	29
プラスチック類 （ペットボトル、発泡スチロール、食品トレイ）	2	2	3
その他 （廃油、電池、蛍光灯）	5	5	6
計	227	237	292

（2）相生地域エネルギーセンターについて

ア 野瀬地区説明会の実施について

（ア）開催日時 令和7年3月9日（日）午後1時30分～2時45分

（イ）開催場所 野瀬コミュニティ会館

（ウ）参加者 野瀬地区住民、相生市環境課、相生エコサービス(株)

（エ）参加人数 野瀬地区25名、相生市環境課3名、相生エコサービス(株)3名

（オ）報告事項 相生エコサービス(株)の設立及び事業の進捗状況について

イ 相生（港）地区説明会の実施について

（ア）開催日時 令和7年4月21日（月）午後7時00分～8時15分

（イ）開催場所 相生市文化会館扶桑電通なぎさホール会議室1、2

（ウ）参加者 相生地区住民

（エ）参加人数 相生地区18名、相生市環境課3名

（オ）報告事項 相生地域エネルギーセンター事業全般について

ウ 現段階での稼働までのスケジュール案

区 分	年 度									
	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
基礎調査	→ 済 →									
測量・調査			→ 済 →							
事前協議、 各許可申請、 各届出			→ 協議中 →							
設 計					→ 済 →					
造 成							→			
建 設								→		

質 疑 応 答

- Q1 総合回収拠点の管理人を守るという観点から、立場を明確にするため、管理人へ専用の上着等を貸し付けてはどうか。
- A1 現在、腕章を貸し付けているが、上着についても検討する。
- Q2 相生地域エネルギーセンター建設に伴い、本市としてもサーキュラーエコノミー(循環経済)に取り組む計画はないか。
- A2 現段階でその計画はないが、脱炭素を含め、今後の状況を見ながら検討する。
- Q3 資源ごみの量が減少しているが、要因について分析しているか。また、増やすための広報について何か考えているか。
- A3 ごみ収集量自体が減少傾向にあり、それに付随して資源ごみ量も減少しているものと考えている。また、広報については現在検討を重ねているところである。
- Q4 相生地域エネルギーセンターについて、地震等が発生した際の、液状化への対応についてどう考えているか。
- A4 計画では、海底の地盤へ杭を打つこととしており、災害に対応できるものと考えている。
- Q5 相生地域エネルギーセンターへ市外から持ち込まれる廃棄物の確認について、事前に市において審査を行い、受け入れるとあるが、それをモニタリング会議でどのように行うか。

- A5 一般廃棄物の持ち込みについては、法律に基づき、市町間協議を行うが、その際に審査を行うこととなる。また、産業廃棄物についても、事前に事業者から持ち込みたいごみを申請いただき、市において審査をした上で持ち込みを許可することとしている。この審査を行う場がモニタリング会議となり、審査を行う際は、地元の方にも入っていただくことで検討している。
- Q6 相生地域エネルギーセンターと脱炭素問題について、民間事業者はどのように考えているか。
- A6 本計画を検討し始めた当初から、脱炭素社会へ向けたCO₂排出量の削減について問題意識を持っており、将来的に、排気ガスからCO₂を分離回収する設備の導入について検討いただいている。
- Q7 相生地域エネルギーセンターにおいて、どのような経緯で鳥インフルエンザ関連のものを焼却することになったのか。
- A7 相生地域エネルギーセンター整備検討委員会の場で、兵庫県より、鳥インフルエンザ関連廃棄物の処理について焼却依頼があり、民間事業者と検討した結果、地元にも説明を行った上で、受け入れることとしている。
- Q8 施設整備の工期であるが、短縮できる可能性はないのか。
- A8 工期の短縮については、行政、民間事業者ともにメリットがあるので検討はしているが、現時点においては、提示している予定で進んでおり、工期短縮は難しいと聞いている。

民生建設常任委員会

令和7年6月19日（木）

1 付託事件

議第33号 相生市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について

議第34号 相生市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議第36号 令和7年度相生市一般会計補正予算

第1条 歳入歳出予算の補正の内歳出中

款	項	(目)
15 民生費	10 児童福祉費	全 般
30 農林水産業費	全 般	

2 所管事項

(1) 健康福祉部

ア 救急安心センターひょうご（#7119）事業の開始について

(2) 建設農林部

ア 相生市鳥獣被害防止計画について

3 その他

閉会中

民 生 建 設 常 任 委 員 会

令和7年7月17日（木）

1 付託事件

(1) 一般廃棄物等の処理について（調査）

一般廃棄物等の処理について（7／17開催 委員会資料抜粋）

（1）相生地域エネルギーセンターについて

ア 東部グラウンドの利用中止について

（ア）概要

現在、産業廃棄物処理施設としての建築基準法第51条ただし書許可を得るため、兵庫県と協議を進めているが、兵庫県の内規において、産業廃棄物処理施設については、「多数の人が集まる場所に近接してはならない。」との規定があり、「多数の人が集まる場所」に、東部グラウンドが該当するため、グラウンドとして使用する以上、相生地域エネルギーセンターの整備は許可できないとの指導があった。

本市としては、相生地域エネルギーセンター整備は市民生活に直結する事業であるため、今後、東部グラウンドについて、利用を中止することとし、兵庫県との協議を進める。

（イ）今後の進め方

東部グラウンドについては、野球、グラウンドゴルフ、ターゲットバードゴルフ等のスポーツに多くの市民等が利用していることから、施設管理者である教育委員会と協議し、今後、利用者に対し丁寧な説明を行い、利用中止への理解を求めていく。

また、代替施設については、教育委員会をはじめ、庁内各部局との連携を図りながら検討を行うとともに、相生地域エネルギーセンターの稼働開始前である令和11年3月末まで東部グラウンドを利用できるよう、兵庫県と協議を進める。

（ウ）位置図



イ 施設設置許可までの主なスケジュール

年 月	実 施 事 項
令和7年7月末	連絡調整会議の開催（兵庫県主催） ・ 建築基準法第51条ただし書き許可基準の適合確認 ・ その他関係法令の適合確認
令和7年8月以降	地元住民及びグラウンド利用者への説明
	建築基準法第51条ただし書き許可申請の提出
令和7年12月	市都市計画審議会の開催（施設設置における意見聴取）
令和8年2月以降	兵庫県都市計画審議会の開催
	建築基準法第51条ただし書きに基づく産業廃棄物処理施設設置許可

ウ 資材置場について

施設整備を行うに当たり、相生エコサービス株式会社より、資材置場として、施設建設予定地の隣接地に約7,000㎡の土地が必要であるとの申出があり、下水管理センター内の一部の土地と東部グラウンドの一部を合わせて、約7,000㎡を貸し付けることについて協議、検討を行う。

なお、資材置場として貸し付ける期間については、令和8年度から令和10年度までを予定している。

質 疑 応 答

Q1 産業廃棄物処理施設として県の許可を受ける関係において、多数の人が集まる場所に近接してはならないという県の要領が存在することが判明したのか。

A1 そのとおりである。

Q2 東部グラウンドの年間利用状況はどのようになっているのか。

A2 令和6年度においては約15,000人の利用申請があった。

Q3 代替施設は市が整備する予定なのか。

A3 公民連携協定の中で用地については市の責務としているため、代替施設については、今後、市全体で検討していく。

Q4 プラスチック循環促進法があるため、廃プラスチックを焼却することは国の方針に反するとともに、リサイクルの推進にも逆行していると考え。そのため産業廃棄物を焼却する地域エネルギーセンターの建設は断念すべきだと思えるが市の見解はどうか。

A4 地域エネルギーセンターで作られた電力は地球温暖化対策に貢献できるものと考えており、将来的には施設から排出される二酸化炭素を回収する設備の導入についても研究していく。

- Q5 地域エネルギーセンターを建設するとした段階でこのような県の要領があることを確認しなかったのか。
- A5 令和7年3月頃、事前協議を行う中で、東部グラウンドの取り扱いについて県の基準に合致しないとの指摘があったものである。
- Q6 県との協議をどのように行って来たのか。
- A6 令和2年頃より、県の建築、都市計画、環境関係と民間事業者共々、相談及び協議を行ってきた経緯があるが、今回「事業計画事前計画書」を提出した結果、令和7年4月に、兵庫県の建築担当から民間企業に対し、建築に関する質問状が出され、その中に、今回のグラウンドの件が含まれていたものである。
- Q7 相談及び協議をしていく中で、県から近接の範囲や多数の定義についての説明はなかったのか。
- A7 グラウンドの存在については、一定の情報を伝えてきた経緯はあるが、双方共に議論に上がらなかったこともあり、認識していなかった。今回の指摘は新たな情報として受け止めている。
- Q8 多数の人が集まる場所に近接する施設の対象は、工場等も周辺に存在するが東部グラウンドだけを指しているのか。
- A8 協議している段階ではあるが、ターゲットバードゴルフコースも含むものであり、多数が集まる場所の定義については、運動場、広場、公園等を指すものであると聞いている。
- Q9 東部グラウンドの利用中止後は、どのように考えているのか。
- A9 今後、こういった形にするか、何が出来るのかを含め、県の調整会議で見解が示されたら、庁内での協議の中で検討していきたい。
- Q10 相生エコサービス(株)に協力していただくことも出てくるのではないのか。
- A10 できる限りの協力はさせていただくと聞いている。
- Q11 東部グラウンドの一部を資材置場として貸し付けた後のグラウンドデザインをどのように考えているのか
- A11 3年間は資材置場として貸付していただけるよう調整しているが、その後については、庁内で協議し、どのように利用していくかを検討していきたい。
- Q12 CCU(二酸化炭素回収・利用)導入についてであるが、本市として現時点での考えはあるのか。
- A12 現段階において具体的な計画はないが、脱炭素政策の一環としてCCUの導入についても視野に入れながら、民間事業者と連携し、検討していきたい。

民生建設常任委員会

令和7年8月28日（木）

1 付託事件

(1) 一般廃棄物等の処理について（調査）

(2) 地域農業について（調査）

2 報告事項

(1) 市民生活部

ア 地域乗合タクシー（ふれあい号）事業について（資料1）

(2) 市民病院

ア 経営状況について（資料2）

イ 内科常勤医師の就任について（資料3）

ウ 院外薬局への移行について

(3) 健康福祉部

ア 社会福祉法人相生市社会福祉事業団の経営状況について（資料4）

(4) 建設農林部

ア 国・県事業（建設関係）について（資料5）

イ 県事業（農林関係）について（資料6）

1 一般廃棄物等の処理について（8/28開催 委員会資料抜粋）

（1）ごみ処理の状況

（単位：t）

区 分		6年度	5年度	比較増減	4年度
家 庭 系	可燃ごみ	3,862	4,030	△168	4,176
	不燃ごみ	1	2	△1	2
	粗大ごみ	477	527	△50	508
	資源ごみ	585	631	△46	699
	小 計	4,925	5,190	△265	5,385
事 業 系	可燃ごみ	3,431	3,262	169	3,033
	不燃ごみ	0	1	△1	1
	粗大ごみ	159	192	△33	178
	資源ごみ	1	1	0	1
	小 計	3,591	3,456	135	3,213
公 共 系	可燃ごみ	206	243	△37	189
	不燃ごみ	51	36	15	42
	粗大ごみ	50	68	△18	120
	資源ごみ	191	193	△2	239
	小 計	498	540	△42	590
総 処 理 量		9,014	9,186	△172	9,188

（2）相生地域エネルギーセンターについて

ア 鯛浜地区説明会の実施（要望により実施）

- （ア）開催日時 令和7年7月23日（水）午後6時30分
- （イ）開催場所 鯛浜公民館
- （ウ）参加者 鯛浜地区住民、相生市環境課、相生エコサービス（株）
- （エ）参加人数 鯛浜地区11名、相生市環境課3名、相生エコサービス（株）3名
- （オ）報告事項 事業概要説明

イ 相生漁業協同組合説明会の実施（要望により実施）

- （ア）開催日時 令和7年7月30日（水）午前10時
- （イ）開催場所 相生漁業協同組合事務所
- （ウ）参加者 相生漁業協同組合員、相生市環境課
- （エ）参加人数 相生漁業協同組合員28名、相生市環境課3名
- （オ）報告事項 事業概要説明及び漁具の引取りについて

ウ 建築基準法第51条ただし書許可に係る調整会議の開催

51条ただし書許可適用基準に適合し、関係法令等の処理が可能であると認められる場合、最終調整を行うために開催される。

- (ア) 開催日時 令和7年7月31日(木) 午後2時
- (イ) 開催場所 中播磨県民センター
- (ウ) 参加者 兵庫県環境部環境整備課廃棄物規制班、同まちづくり部都市計画課施設班、同部建築指導課建築指導班、西播磨県民局県民躍動室環境課、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課
相生市環境課、都市整備課
大栄環境(株)、三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)
- (エ) 参加人数 兵庫県12名、相生市7名、大栄環境(株)3名、三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)1名
- (オ) 協議事項 事業者による事業概要の説明
関係行政機関による最終的なヒアリング
関係行政機関協議(事業者退出)
・各所管法令等の適合状況の確認及び今後の流れの確認
総括(事業者入室)
・建築基準法、廃棄物処理法及び都市計画法について、各機関合意のもと、いずれも概ね問題無いことが確認されたため、調整会議はこれで終了とする。

(カ) 建築基準法第51条ただし書許可(産業廃棄物処理施設)のスケジュール

	7月	8月	9月	11月	12月	2月
調整会議	済					
意見照会 (兵庫県⇒各関係機関)		○				
許可申請伺いの提出		○	○			
許可申請提出				○		
相生市都市計画審議会					○	
兵庫県都市計画審議会						○

エ 東部グラウンド利用中止についての説明を実施

令和7年7月29日(火) ターゲットバードゴルフ役員

令和7年8月5日(火) 軟式、硬式野球協会及びグラウンドゴルフの代表者

質 疑 応 答

Q1 5年後の可燃ごみの量はどの程度になると見込んでいるのか。

A1 現在、日量約32トンであるが、5年後は約30トンを見込んでいる。

Q2 国道250号における安全対策の協議はどのように進んでいるのか。

A2 2ヶ所の視距改良工事について、現在、測量が終了し、用地買収に着手している。早ければ令和8年度から工事を開始する予定だと聞いている。

Q3 産業廃棄物処理については県の管轄であると考えますが、市は指導等にどこまで関与できるのか。

A3 産業廃棄物については県に指導等の責任があると考えている。

Q4 将来的な構想の中で地域エネルギーセンター稼働に伴う交通量の増加などにより、改めてトンネル整備を要望することはないのか。

A4 現状の交通量や工事費を踏まえると、トンネル整備については難しいと考えている。視距改良後の状況により、要望内容を検討していきたい。

Q5 東部グラウンドはいつまで利用できることになっているのか。

A5 現時点ではあるが、施設が竣工する令和11年3月までは利用できる予定となっている。

Q6 東部グラウンドに代わる新たな代替施設の整備についての費用負担は事業者も一部負担すべきではないかと考えるが、市はどのように考えているのか。

A6 公民連携実施協定のリスク分担において用地の確保は市の役割となっている。

2 地域農業について

(1) 地域計画について

ア 目的

地域計画は、地域農業の維持と将来の発展のために、10年後の地域の農地利用のビジョンを明確化し、「将来にわたる適正な農地利用の確保」、「農地の集約化の推進による生産性の向上」を図ることを目的とする。

イ 地域計画策定の流れ

令和5年10月～令和6年3月	各集落へのアンケート調査の作成、依頼、回収、集計、取りまとめ 対象：農業振興地域28集落 (若狭野地区13、矢野地区14、相生地区1)
令和6年4月～8月	アンケート結果を反映した地域計画素案・目標地図素案の作成
令和6年8月～10月	協議の場の設置・協議(37集落：若狭野地区13、矢野地区14、相生地区10)
令和6年12月	協議の場の結果の公表
令和6年12月～令和7年1月	地域計画素案・目標地図素案の修正
令和7年1月24日	関係者への意見聴取 (県、ひょうご農林機構、JA、農業委員会)
令和7年2月26日～3月11日	地域計画(案)の公告・縦覧
令和7年3月28日	地域計画の公告・策定

ウ 地域計画の対象地区及び策定地区等

(ア) 対象地区

37 集落（市街化調整区域の農地を有する集落）

(イ) 策定地区等

a 策定地区

農用地区域内の農地を有する集落

	集落数	集 落 名
相生地区	1 集落	野瀬
若狭野地区	12 集落	野々、入野、西後明、上松、八洞、寺田、 下土井、出、福井、若狭野、雨内、鶴亀
矢野地区	14 集落	瓜生、上、菅谷、二木、真広、下田、上土井、 小河、森、中野、金坂、釜出、榊、能下
合 計	27 集落	

b 策定しない地区

農用地区域内の農地を有しない集落

	集落数	集 落 名
相生地区	9 集落	陸、那波、佐方、千尋、古池、相生、鰯浜、 竜泉、那波野
若狭野地区	1 集落	東後明
合 計	10 集落	

エ 地域計画策定後の取組み

地域計画は一度策定して終わりではなく、策定後も担い手の変更や区域の変更等、地域農業の実情に応じて随時変更していくこととなる。

地域農業の維持・発展を図るため、集落、県、JAなど関係機関とともに、地域計画の実現に取り組む。

質 疑 応 答

- Q1 地域計画の策定により、今後10年、集落が農地をどうしていくのかという方向性が決まったということでしょうか。
- A1 地域計画を策定し、終わりということではなく、今後、計画をより良い形へ、随時修正していくことが必要である。
- Q2 市外からも新たな担い手を呼び込むなど、考えはあるか。
- A2 経営規模の大小にかかわらず、新規参入の方が、集落の農地を利用していただけると必要であると考えている。今後、地域計画を見直す中で、担い手への農地の集約化など、形成していきたい。
- Q3 アンケートの中で、後継者の有無について「わからない」と回答された方が多いが、その方へはどのように働きかけていくのか。
- A3 地域計画における目標地図により、将来の農地の耕作状況を色分け等により明確に示している。今後、集落において、目標地図を活用するなど、農地についての話し合いを進めていただきたいと考えている。

民生建設常任委員会

令和7年9月11日（木）

1 付託事件

議第40号 相生市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議第41号 令和7年度相生市一般会計補正予算

第1条 歳入歳出予算の補正の内歳出中

款	項	(目)
10 総務費	5 総務管理費	51 環境政策費
		75 地域活動推進費
		90 諸費 (ただし、還付金のうち、市税等過誤納金還付事務事業は除く)
	15 戸籍住民登録費	全 般
15 民生費	全 般	
20 衛生費	全 般	
35 商工費	全 般	
40 土木費	全 般	

議第42号 令和7年度相生市介護保険特別会計補正予算

2 所管事項

(1) 健康福祉部

ア 相生市就学前保育・教育施設のあり方(案)について

3 その他

民 生 建 設 常 任 委 員 会

令和7年11月20日（木）

1 付託事件

(1) 一般廃棄物等の処理について（調査）

(2) 地域農業について（調査）

2 報告事項

(1) 市民生活部

ア もみじまつりについて

イ 地域乗合タクシー（ふれあい号）事業について（資料1）

(2) 健康福祉部

ア 相生市就学前保育・教育施設のあり方（案）のパブリックコメント
結果について

イ 認定こども園テレジア幼稚園の運営法人について

1 一般廃棄物等の処理について（11/20開催 委員会資料抜粋）

（1）不法投棄の状況

ア 過去3年間の処理量

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
不法投棄処理量	6.0 t	4.4 t	3.4 t

イ 不法投棄が多い地域

鰯浜、山陽道側道（那波）、高取峠（佐方）、矢野町能下及び椿峠、東部墓園など

ウ 主な不法投棄物

タイヤ類、家電、家庭系（家具、衣類、缶、ペットボトル類）など

エ 不法投棄対策

（ア）パトロールの実施

環境クリーン事業として、シルバー人材センターに委託をし、週3回、道路上のごみを回収するとともに、以前から不法投棄が多い地区を中心に、パトロールを行っている。

なお、不法投棄した者が明らかに特定できる場合は、警察へ連絡するなどの対応を行っている。

（イ）警告看板の設置

不法投棄が多い山間部、河川敷及び道路沿いなどの公共スペースを中心に設置している。

（2）最終処分場埋立状況

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
埋立容量	86,000 m ³	86,000 m ³	86,000 m ³
埋立済量	60,617 m ³	59,853 m ³	58,993 m ³
埋立率	70.5%	69.6%	68.6%
埋立残量	25,383 m ³	26,147 m ³	27,007 m ³
埋立終了予定年度	令和26年度	令和26年度	令和26年度

※1 埋立物は、焼却灰、ガラス類、陶器類、汚泥、砂などの不燃物

※2 相生地域エネルギーセンター稼働後の焼却灰については、民間企業へ処理委託を行う予定であり、延命化につながるものとする。

(3) 相生地域エネルギーセンターについて

ア 現在、施設整備に向けた申請等の手続状況は次のとおりである。

(ア) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくもの

廃棄物の種類 許可の種類	一般廃棄物	産業廃棄物
○施設設置許可	一般廃棄物処理施設設置許可 ・焼却施設 ・破碎・選別施設	産業廃棄物処理施設設置許可 ・焼却施設 ・破碎・選別施設
関係法令	第8条第1項	第15条第1項
許可権者	兵庫県	兵庫県
手続状況	令和7年10月15日提出済	令和7年10月15日提出済
○処分業許可	一般廃棄物処分業許可	産業廃棄物処分業許可 特別管理産業廃棄物処分業許可
関係法令	第7条第6項	第14条第6項
許可権者	相生市	兵庫県
手続状況	許可申請協議中	令和7年10月15日提出済

(イ) 建築基準法に基づくもの

一般廃棄物	産業廃棄物
建築基準法第51条 ・令和7年12月18日に開催する相生市都市計画審議会にて決定を行う予定	建築基準法第51条ただし書きによる許可申請伺いの提出 ・令和7年10月28日兵庫県へ進達

(ウ) 土壌汚染対策法に基づくもの

土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、土地の形質変更届出を行うにあたり、土地所有者の義務として汚染状況調査を実施する。

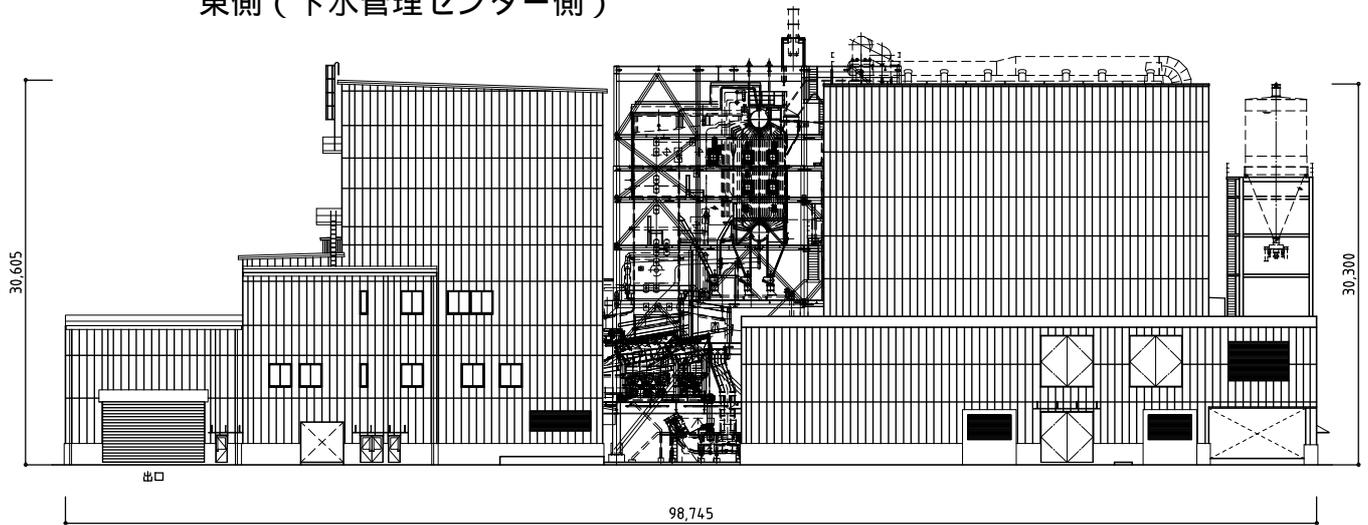
	業 務	詳細内容
1	地歴調査の実施	土地使用履歴調査、使用された薬品及び処理経路の特定、汚染が想定される場所の特定及び下水道放流水の測定データの分析など
2	サンプリング調査の実施	地歴調査に基づき、兵庫県と協議し、調査箇所、対象物質などを特定した土壌サンプリング調査を実施する。その結果を県に報告し、汚染の有無が確定する。

※汚染ありとなれば、工事着手までに土壌改良が必要となる可能性がある。

イ 施設立面図について

現在、計画中の施設立面については以下のとおりである。

東側（下水管理センター側）

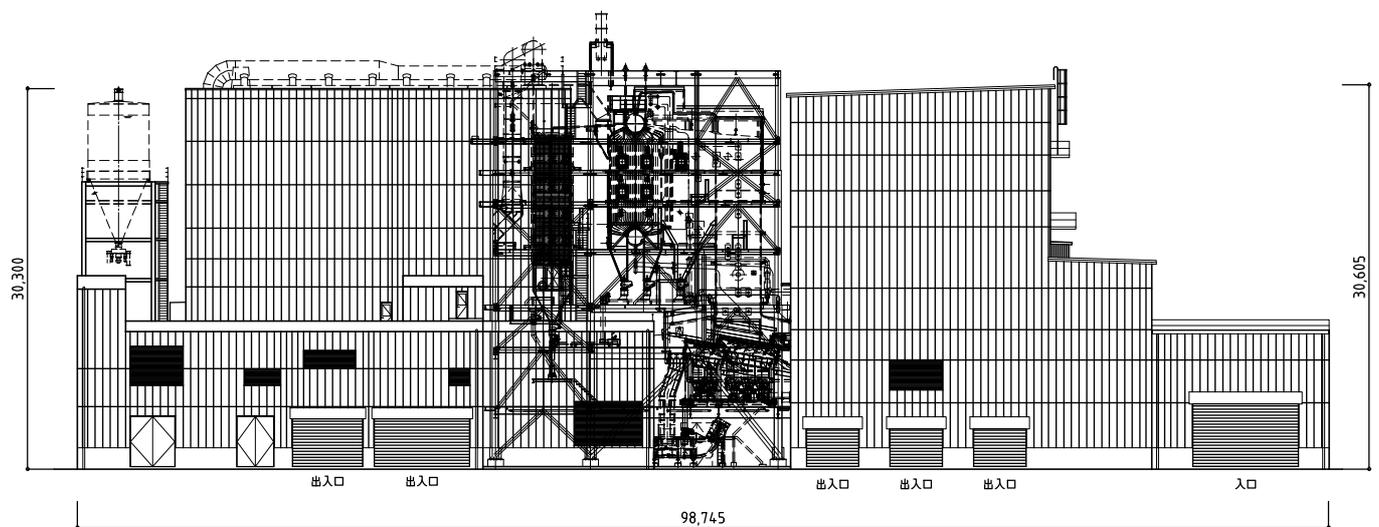


受入棟

ボイラー棟

タービン棟

西側（工業団地側）

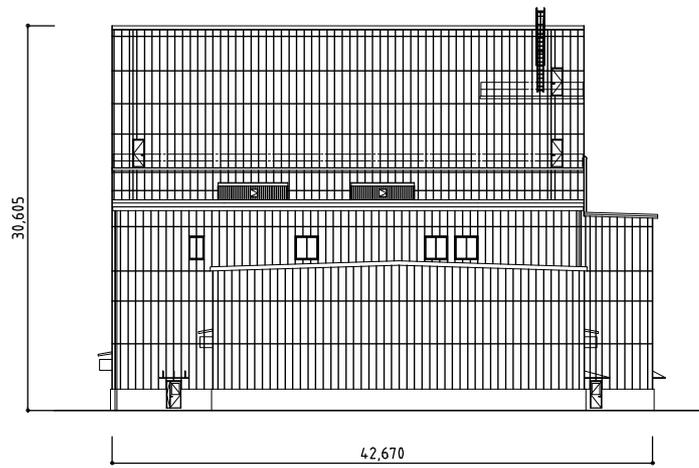


タービン棟

ボイラー棟

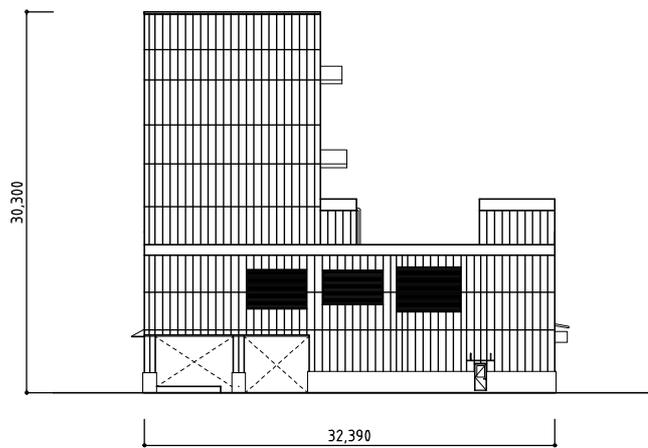
受入棟

南側（グラウンド側）



受入棟

北側（公共埠頭側）



タービン棟

質 疑 応 答

Q1 過去3年間は不法投棄が増加しているが、その要因はなにか。

A1 過去3年間については増加傾向にあり、要因については経済状況の変化や個々のモラルの低下が考えられる。

Q2 不法投棄を行った者が特定できた件数はどれくらいあるのか。

A2 令和5年度において可燃ごみに関する不法投棄が3件特定されている。

Q3 不法投棄される場所はだいたい特定されているのか。

A3 過去のデータや現地調査を通して主要なポイントを特定している。

Q4 不法投棄が多い場所に防犯カメラの設置等予防策を講じられないか。

A4 費用対効果等を考慮し、現時点では防犯カメラ等の設置は検討していない。

Q5 不法投棄について地域と行政の連携はどのようにしているのか。

A5 不法投棄については委託業者に依頼しているが地域の方から連絡をいただければ迅速に現地確認を行い、適切な処理に努めたい。

Q6 地域エネルギーセンター建設による土壌汚染調査の結果次第では工期が遅れる可能性はあるのか。

A6 現段階では土壌汚染の結果がどの程度影響するか具体的な見通しをたてるのは難しい状況である。

2 地域農業について

(1) 農業における鳥獣被害対策について

ア 鳥獣被害の現状

鳥獣被害については、以前は山林近辺の特定地域の水田や畑等に限定されていたが、近年では人里周辺での目撃情報も多く、被害地域は市内全域に拡大している。

加害鳥獣は、主にシカとイノシシであり、農業被害の大半を占めている。

有害鳥獣捕獲は、兵庫県猟友会相生支部（以下「猟友会」という。）が中心となり、近年の年間捕獲頭数は、シカ約190～210頭、イノシシ約120～160頭となっている。

イ 鳥獣による農業被害の推移 （面積：ha、金額：千円）

区分	R 6		R 5		R 4	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額
シカ	6.54	1,792	4.81	1,192	1.37	639
イノシシ	2.04	1,769	1.26	1,006	1.44	1,289
ハクビシン	0.01	76	—	—	—	—
ヌートリア	0.10	119	—	—	—	—
アライグマ	0.01	76	—	—	—	—
タヌキ	0.01	—	—	—	0.01	89
スズメ	0.08	95	—	—	0.08	94
カラス	0.01	—	—	—	0.01	9
合計	8.80	3,927	6.07	2,198	2.91	2,120

ウ 被害防止対策について

(ア) 捕獲の取組み

シカ、イノシシ等の捕獲に関しては、猟友会に委託し、農作物被害が大きい地域等を重点に銃及びわなによる駆除活動のほか、市職員及び猟友会で構成する鳥獣被害対策実施隊により、緊急捕獲等を実施している。

また、捕獲従事者の確保に向け、猟友会に加入する狩猟免許取得者へ補助を行っている。

a 鳥獣捕獲実績

(a) 有害捕獲期間（4月1日から10月31日） (頭)

区分		R 6	R 5	R 4
シカ	目標頭数	170	170	170
	捕獲頭数	215	198	199
イノシシ	目標頭数	120	120	120
	捕獲頭数	160	125	147

(b) 狩猟期間（11月15日から3月15日） (頭)

区 分		R 6	R 5	R 4
シカ	目標頭数	200	200	200
	捕獲頭数	176	210	195
イノシシ	目標頭数	50	50	50
	捕獲頭数	24	34	31

(c) 合 計 ((a) + (b)) (頭)

区 分		R 6	R 5	R 4
シカ	総捕獲頭数	391	408	394
イノシシ	総捕獲頭数	184	159	178

(d) その他捕獲頭数 (頭)

区分	R 6	R 5	R 4
アライグマ	4	13	1
アナグマ・タヌキ等	33	16	27

b 捕獲に係る報奨金等（有害捕獲） (円)

区分	わな猟	第一種銃猟	処分料
シカ	8,000	16,000	2,000
イノシシ	8,000	8,000	2,000

c 猟友会相生支部会員の推移（有害捕獲者） (人)

区分	R 7	R 6	R 5
わな猟 A	21	19	19

第一種銃猟 B	11	12	13
合計 (A+B)	32	31	32
実人数計	26	26	27

d 狩猟免許取得者支援事業

(a) 対象者等

対象者	免許取得後、兵庫県猟友会相生支部へ加入し、有害捕獲活動に従事する者		
対象経費	狩猟免許新規取得者	免許取得費用の2分の1以内	
	狩猟免許更新者		

(b) 実績 (件数：件、補助額：円)

区分	R 6	R 5	R 4
狩猟免許新規取得者 (件数)	1	0	0
狩猟免許更新者 (件数)	15	8	6
合計	16	8	6
補助額	28,700	11,600	8,700

(イ) 防護柵設置等の取組み

市単独事業において、各集落等が設置する金網防護柵等の資材経費に加え、令和6年度より、担い手農家及び個人農家が設置する電気柵等の資材経費も補助対象とし、事業の拡大を図っている。

a 有害鳥獣防護柵設置者支援事業

(a) 対象者等

対象者	補助率	補助上限額
農会又は自治会	資材経費の85%	20万円
農業の担い手		10万円
市内に住所を有する個人	資材経費の50%	3万円

(b) 令和6年度実績 (件数：件、補助額：円)

対象者	件数	補助額
農会又は自治会	10	1,262,000
農業の担い手	4	400,000
市内に住所を有する個人	19	497,000

(2) ツキノワグマへの対応について

近年、全国的にクマの出没や被害が頻発化している中、本市においても、目撃情報等が寄せられている。本市においては、令和5年6月にツキノワグマの出没が確認されており、対応に当たっては、目撃情報等があり次第、現地確認を行うとともに、防犯ネット等で注意喚起を行っている。

出没時については、県の「クマ出没対応マニュアル」に基づき、警察や県等関係機関と連携し対応することとなるが、より具体的な対応手順を定めるため、今後、本市の対応マニュアルを策定する予定としている。

質 疑 応 答

Q1 鳥獣による農業被害が増加傾向にあるが、要因は何か。

A1 これまで被害のなかった地域にも、被害が拡大したことによるものである。

Q2 過去にバッファゾーンを設置しているが、その効果はあったのか。

A2 数値等による効果の把握はできていない。

Q3 イノシシ、シカの個体数の推移はどうか。

A3 イノシシの個体数の把握はできていないが、シカについては、兵庫県策定の第3期ニホンジカ管理計画により、本市の推定生息数は、近年横ばいの状況にある。

Q4 猟友会の平均年齢等はどうか。

A4 猟友会の平均年齢は65歳で、70代がもっとも多い。

Q5 電気柵の設置補助について、上限額が低いのではないか。

A5 限られた予算をより多くの農会等に利用していただくため、上限を設けており、申請状況などからも、適正であると考えている。

Q6 クマの駆除のために使用する銃の購入は個人負担となるのか、また、銃の種類はどうか。

A6 個人負担である。銃の種類は、ライフル銃、もしくはスラッグ弾を使用すれば散弾銃も有効であるとされている。

民生建設常任委員会

令和7年12月4日（木）

1 付託事件

議第44号 相生市立保育所の指定管理者の指定について

議第48号 相生市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議第49号 令和7年度相生市一般会計補正予算

第1条 歳入歳出予算の補正の内歳出中

款	項	(目)
10 総務費	5 総務管理費	51 環境政策費
		90 諸費
	15 戸籍住民登録費	全 般
15 民生費	5 社会福祉費	全 般
	7 老人福祉費	全 般
	10 児童福祉費	全 般
	15 生活保護費	全 般
20 衛生費	全 般	
30 農林水産業費	全 般	
35 商工費	全 般	
40 土木費	全 般	

議第50号 令和7年度相生市国民健康保険特別会計補正予算

議第51号 令和7年度相生市看護専門学校特別会計補正予算

議第52号 令和7年度相生市後期高齢者医療保険特別会計補正予算

議第53号 令和7年度相生市下水道事業会計補正予算

2 所管事項

(1) 市民生活部

ア 相生かきまつりについて

(2) 市民病院

ア 許可病床数の削減について

(3) 健康福祉部

ア 令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について

(4) 建設農林部

ア 県道竜泉那波線及び市道那波佐方線供用開始時期の変更について

イ 駅前イルミネーションについて

ウ 農林業祭について

(5) 外局

ア 相生市農業委員会委員及び相生市農業委員会農地利用最適化推進委員の募集について

3 その他

主な議会用語の解説（50音順）

用 語	解 説
委員会付託 (いじんかいふたく)	本会議の付議事件について詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会または特別委員会に審査を託すことをいいます。
委員長報告 (いじんちょうほうこく)	委員長が委員会での審査結果や調査経過などについて、本会議で報告することを指します。
意見書 (いけんしょ)	地方自治法第99条の規定に基づき、市議会は市の公益に関することについて、国会、国、県など関係行政庁に対し、議会の意思を意見としてまとめた文書を提出することができます。 意見書の案は、議員が提出し本会議でその可否を決めます。
一般質問 (いっぱんしつもん)	議員が本会議で市の一般事務や将来に対する方針などについて質問することをいいます。一般質問は定例会で行われ、臨時会ではできません。 質問時間は、一人30分以内としています。
開会 (かいかい)	議会を開いて、法的に活動できる状態にすることをいいます。
会期 (かいき)	議会が会議を行う期間（開会日から閉会日まで）のことです。会期は、本会議開会後に議決により決定します。
会派 (かいは)	政策を中心とした理念を共有する複数の議員で構成された集団をいいます。
議案 (ぎあん)	議会の議決を得るために、市長や議員が提出する案件を議案といいます。
議員全員協議会 (ぎいんぜんいんきょうぎかい)	議員全員協議会は、議員全員で行うもので、その限りでは本会議と同じです。 重要項目について各議員の意見調整や協議を行います。

用 語	解 説
議会運営委員会 (ぎかいうんえいいんかい)	円滑な議会の運営を行うため、議会運営の全般について協議し、意見などの調整をはかる場として設置している委員会のことです。
議決 (ぎけつ)	<p>議会で議案などに対し(可否)賛否を決定することで、意思決定の内容により、次のような種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可決(否決)：予算、条例、契約、意見書、決議等 ・認定(不認定)：決算 ・承認(不承認)：専決処分 ・同意(不同意)：人事案件
議事日程 (ぎじにっぺい)	その日の会議(本会議)の件名、順序を記載したものです。
休会 (きゅうかい)	議案などの調査研究や委員会審査などのために、会期中に会議(本会議)の活動を休止することです。
継続審査 (けいぞくしんさ)	会期中に議案などの審査を終了することが困難な場合に、議会の議決によって、会期が終了した閉会後も引き続いて、委員会で審査を行うことです。
決議 (けつぎ)	法律的効果を持つ議決と異なって、議会の事実上の意思決定をいいます。
採決 (さいけつ)	議長が議案などについて、出席議員に賛成・反対の意思表示を求め、それを集計することです。起立による採決や投票による採決、異議がないかをはかる簡易採決などがあります。
散会 (さんかい)	議事日程に記載されたことがすべて終了し、その日の会議(本会議)を閉じることをいいます。
指定管理者制度 (していかんりしゃせいど)	地方自治体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を株式会社等の法人に代行させることにより、民間のノウハウの導入し、サービスの向上や管理経費の削減により、地方公共団体の負担の軽減を図ることを目的とした制度のことです。

用 語	解 説
質疑（しつぎ）	<p>議題となっている議案などについて、疑義をただすための発言のことです。</p> <p>質疑は議案などの不明確な点を明らかにするために行うもので、自己の意見を述べることはできません。</p>
事務事業報告書 （じむじぎょうほうこくしょ）	<p>該当年度における一般会計及び各特別会計の主要な施策の成果について、地方自治法第 233 条第 5 項の規定に基づき議会に報告するものです。</p>
上程（じょうてい）	<p>本会議で議題として取り扱うことを、一般に「上程」といいます。</p>
条例（じょうれい）	<p>地方公共団体が自治立法権に基づいて定める自主法のことです。条例の制定・改廃は原則として議会の議決により成立し、長の公布により効力が生じます。</p> <p>条例案の議会への提案権は、長・議員の双方が有しています。</p>
審議（しんぎ）	<p>本会議の付議事件について、説明を聞き、質疑し、討論をし、表決するといった一連の過程のことを審議といいます。</p>
審査（しんさ）	<p>委員会において、付託を受けた議案、請願等を論議し一応の結論を出す過程のことをいいます。</p>
常任委員会 （じょうにんいんかい）	<p>議会が市の事務に関する調査や議案などの審査を行うため、常に設置されている委員会のことです。議員は必ずいずれかの常任委員会に属しています。</p> <p>総務文教、民生建設の 2 常任委員会があります。</p>
除斥（じょせき）	<p>議会における審議を公正なものとするため、議題となった案件と一定の利害関係にある議員を、その審議に参加できないようにすることです。</p>
専決処分 （せんけつしよぶん）	<p>議会の議決または決定すべきことについて、市長が議会に代わって処分することです。議会を招集するいとまがないときに行うものと、議会の議決により予め指定したものとがあります。</p>

用 語	解 説
定足数 (ていそくすう)	<p>議会において、有効に議題を審議し、決定するために必要とされる出席者の数のことを定足数とといいます。</p> <p>地方自治法において、議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができないとされています。</p>
定例会 (ていれいかい)	<p>市議会には定例会及び臨時会があります。定例会とは付議事件の有無にかかわらず、定期的に招集される議会のことで、地方自治法により毎年（1月1日～12月31日）、条例で定める回数を招集することになっています。</p> <p>本市では条例で年4回と定めており、原則3月、6月、9月、12月に招集されます。</p>
答弁 (とうべん)	<p>本会議、委員会などで、議員の質疑、質問に対して市長や副市長、教育長及び関係部長などが回答や説明などを行うことをいいます。</p>
討論 (とうろん)	<p>定例会や委員会において、質疑の後、採決の前に議案に対する賛成か反対かの意見を表明することをいいます。</p>
特別委員会 (とくべついいんかい)	<p>常に設置されている常任委員会に対し、必要のある場合や特定のことを審査するために設置される委員会のことをいいます。</p> <p>予算審査特別委員会や決算審査特別委員会などがあります。</p>
動議 (どうぎ)	<p>一定の事柄を議題とすることを求める議員の提議のことをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議題とすることを求める事柄について、案を備える必要のあるもの（文書）… 条例案、条例や予算の修正案、意見書案、決議案等。 2 案を備える必要がないもの（口頭）… 緊急質問、委員会付託省略、質疑・討論の終結、日程変更、日程追加、休憩等。

用 語	解 説
発言通告 (はつげんつうこく)	議会の会議(本会議)で議員が発言をしたいとき、予め議長に発言の趣旨などを告知することをいいます。
表決 (ひょうけつ)	議員が議案などに対して賛成・反対の意思表示をすることです。議長が表決をとることを採決といい、「採決」は議長の側からみた表現です。
閉会 (へいかい)	議会の法的な活動能力を失わせることをいいます。
本会議 (ほんかいぎ)	定例会や臨時会において、議員全員で構成する会議のことをいいます。 本会議では、議案などの審議や、市議会としての最終意思の決定(議決)などを行います。
理事者 (りじしゃ)	市長、行政委員会(教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会など)、行政委員(監査委員)など、行政の仕事を行う機関のことを指します。
臨時会 (りんじかい)	市議会には定例会及び臨時会があります。 臨時会は、定例会のほかに臨時の必要がある場合に随時招集され、付議事件として告示したものに限りて審議することができる会議のことをいいます。